

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
本日をもって召集されました平成26年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。  
3番 菅原 文子議員、5番 石川 康弘議員。以上ご兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員長 佐藤 正一議員、報告願います。  
2番 佐藤 正一議員。
- 佐藤(正)議員 議長の許可をいただきましたので、平成26年第2回議会定例会の運営について、去る6月9日に議会運営委員と議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として農業委員会委員推薦1件、議員派遣承認4件、各委員会所管事務調査1件、意見書案4件を予定、町からは平成26年度一般会計補正予算、一般議案4件、人事案件1件、報告案件1件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日6月16日から6月17日までの2日間とすることで意見の一致をみております。最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり本定例会の会期は6月16日から6月17日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(なしの声)  
ご異議なしと認めます。よって本定例会は6月16日から6月17日までの2日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成26年4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元

に配布したとおりでございます。

これを持ちまして報告済みといたします。

・3番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。

実施結果について南幌町活性化特別委員長より報告願います。4番本間 秀正議員。

本間議員 議会報告懇談会結果報告。平成25年第3回南幌町議会定例会において議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その結果の概要を次のとおり報告いたします。記、1実施日程、平成26年2月14日から2月16日まで。2実施内容、日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目標に、全議員が2班に分かれ2会場に出向き3日間開催した。主にこの1年間において活動した各委員会で活動報告を資料にまとめ説明し、医療や職業、住宅に関するテーマを基に町民と意見交換を行った。3結果、本年は延べ51名の町民の皆さんの参加をいただき、各会場では活発な意見交換を行い、かつ、参加者からのアンケート調査を実施した。今回町民から出された意見や要望等は、全体で精査・検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。今後とも、幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくものである。以上、報告といたします。

議長 以上で、南幌町議会報告懇談会実施報告につきましては、報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長 本議会定例会に当たり1件の行政報告を行います。農作物の生育状況についてご報告申し上げます。本年度の雪解けは、昨年より1週間ほど早い融雪期を迎えたところであります。しかし、気温の上がらない日が3月下旬から4月上旬にかけて多く、農作業、農作物の生育の遅れが心配されていたところでありましたが、5月から気温は平年並みになり順調に推移しております。また、6月初めまでは、雨の少ない状況であります。その後、雨がかなり降っておりますので、雨不足も解消されているのではないかと思います。空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月1日現在の作物状況調査によりますと、水稲につきましては、例年より2日ほど早く5月中旬より田植え作業が始まり順調に作業を終えたところであります。移植後におきましては、天候も良好で、生育はおおむね平年並みに推移しております。秋まき小麦は、平年より雪ぐされが少なく、雨が少ないことから、草丈はやや短く、莖数もやや少なく、生育は3日ほど早まっている状況です。大豆、てん菜は、水稲作業が順調なことから平年よりやや早い播種作業となっておりますが、てん菜は、雨が少ないことにより出芽にばらつきが見られます。キャベツなどの野菜については、気温の低い時があったことから、早い作型で一部遅れが見られるものの、概ね平年並みとなっております。本来は、6月15日の作況調査が本日、多分出るかと思っております。その後の天候によっては、野菜が一部、雨によって植えられない状況も続いていることから、

今後の天候の回復を願うところでございます。以上のように、本年については、春先からの天候はほぼ順調に推移しており、今後も、天候が順調に経過いたしまして、無事に出来秋を迎えられますよう関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上、一般行政報告といたします。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は3名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 菅原文 子議員。

菅原議員 まちづくりの一環としての公園、自然について町長にお伺いいたします。近年、公園で遊ぶ子どもたちの姿を見ることが少なくなっていると感じています。加えて全国的に遊具の老朽化が進み遊具そのものを撤去したり、壊れた遊具で子どもがけがをするというニュースも多くなってきました。本町でも例にもれず、リバーサイド公園の木製遊具の撤去、中央公園の一部遊具撤去や池の水が抜かれたり、使用できなくなったちやぷちやぷ池のコンクリートがそのままになっていたりと、魅力がある公園とは言いがたくなっています。

そこで町長に伺います。1つ目、本町にある各公園施設を、子育て、また、まちづくりの一環としてどのような位置づけと考えるか。

2番目、本町では「田園文化のまち」とキャッチフレーズがつくほど、緑が多いと言われていています。しかし、小川や森林などの自然が少ないと思います。子どもには自然の中でたくさん体験をすることが重要であり、大人には森林浴などの癒しが必要かと思います。山がない本町ですが、自然との触れ合いの場の提供をどのように考えるのか伺います。

議長 町長。

町長 菅原議員のまちづくりの一環としての公園、自然についてのご質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、町では、住宅団地造成の一つとして公園整備を行い、街区公園などの地域密着型の公園から、町外の方にも利用される中央公園のような大きな公園まで、世代を問わず多くの方が安心安全に利用できる公園整備を進めてきました。

また、自然や水辺とふれあえる公園、キャンプ、スポーツを楽しめる公園、市街地では、公園と公園を結び団地内を一周できるような遊歩道を整備し、使用目的やまちづくりに合わせた整備も行っております。子育てにとりましても、公園は安心して子どもを遊ばせ、自然とふれあうことができる憩いの場であるとともに、人を呼び込む重要な場所と考えております。しかし、遊具等公園施設の老朽化が進み施設を調査した結果、利用禁止、施設自体の撤去をしなければならぬ遊具など、今後は、これらの老朽化した公園施設の修繕、改築を計画的に行い、楽しく安全に利用できる公園整備に努めたいと考えております。

次に、2点目のご質問ですが、南幌町では将来像を「緑豊かな田園文

化のまち」と定め、町の特色である、水田や畑、防風林などで構成される美しい田園風景をつくり出しております。自然とのふれあいの場としては、防風林内の散策路や幌向運河の管理道路を利用した散策を楽しむ場所、また、リバーサイド公園、三重湖公園、親水公園など自然や水辺とのふれあいの場も整備しており、防風林内の散策路では野鳥の観察、親水公園では植物の観察会も行われております。現在、整備が進められている晩翠遊水地の利活用として散策路を整備したり、千歳川と一体となった自然や水辺とふれあえる場、植物や昆虫を観察する場所等の整備も検討しているところでございます。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

今、お答えいただきましたけれども、これは第5期総合計画、緑豊かな田園文化のまちの概要版です。(印刷物を示す。)それから、こちらは中央公園のです。(印刷物を示す。)こちらは2つとも町のホームページから取りましたから、どなたでも見られることなんですけれども、この総合計画の中で目標人口として平成28年に8,189人としており、毎年35人増を見込んでいます。自分たちの町は自分たちでつくる、町民主体のまちづくりの推進を図るとありますが、公園こそが一番の町民主体でつくるまちづくりではないでしょうか。まちづくり計画の一環として、公園のあり方を大人も子どもも交えて検討していくということが私はとても大事なことはないかなと考えます。そして、前回、3月定例会でもお話ししましたように、私は大学との連携というのがとても重要だと考えます。と言いますのも、今回、一般質問で公園なのでお話しさせていただきますけれども、やはり公園に関しましても、皆さんで考えた公園のモデルというものを大学の例えば建築科、美術科の方たちと連携して模型を作ってもらい、そして、その模型を見ながら、ここは良いとか悪いとか、皆さんでそういうお話ができるかと思えます。その中で皆さんで考えて、目を見た公園を皆さんで使える、これが私はものすごく良いことではないかなと思うんですね、まちづくりに関しまして。大学生がこの南幌町に出入りしてくれるということは、この町も活気づきますし、若い方の力というのは、ものすごく大きい力だと私は思います。その中でも、やはり定住につながる可能性も出てきます。このように南幌町に通っているうちに南幌町ってものすごく良い所だということで、将来、南幌町に住みたいという方たちも出てくるのではないかなと思えます。それから、またプレーリーダー、公園にはやはりプレーリーダーというものが必要なのではないかなと私は最近思っています。統計とかを見ましても、やはりプレーリーダーの居る公園というのは子どもたちが集まってくるという統計も出てきていますので、そういうことも私は考えていく時期なのではないかなと思えます。とかく今の若いお母さんたちもそうですけれども、室内で遊ばせる子どもさんたちが多いといいますか、本町でもやはり室内で遊ばせる、それから一時保育所のほうでも遊ばせるというようなことも企画されておりますけれども、やはり外で遊ぶということは私は健康上からも大変いいこと

なのではないかなと思っております。そこで、町長にまたお伺いいたしますけども、大学との連携をして、まちづくりの一環としてお考えいただけるかということでお話しさせていただきます。

それから、先ほどお見せしました中央公園ですね。各公園のホームページに出ていますけど、特に私が気がついたのは、中央公園の中にあります、特に人気があるのはパークゴルフと大型滑り台ですと書いてあります。この大型滑り台も私が来ました15～16年前にはとてもきれいで、町外からもたくさんのお子さんたちが家族連れで遊びに来ていました。その中でいろいろなお話しをさせていただいた中で、私がこの南幌町に来ようかなというきっかけになった公園でもあります。その時にはちやぷちやぷ池も大変きれいで、池には魚が泳いでいてという状況でしたけれども、今はその遊具も老朽化により、ただのコンクリートがそのまま残っていて、それから、池の水も抜かれて雑草が生い茂っているというそういう状態です。やはり若いお母さん方というのは、これから子どもを遊ばせるためにどのような公園がいいかなということも、南幌町に来るきっかけの一つになるのではないかなと私は思っています。私自身もやはりそうでしたけれども、子どもを外で遊ばせるということに興味のあるお母さんたちも多いのではないかなと思うんですね。そこで私は見た目が大事だなと思います。その大型滑り台ですけども、先日もうちにたまたま来た大学生と一緒に見に行きましたところ、滑り台のローラーの一部が真ん中から折れていたり、継ぎ目ですね、折れていたり、それから、さびで、大人ですから、ちょっと私はこれに乗ったら壊れないだろうかという、そういう心配もするくらいやはり老朽化が進んでいます。そこで、ここに載っています大型滑り台、いつごろどのような形で補修をされるのか、それを1つお伺いしたいと思います。

それから、先ほどお答えいただきました中に防風林の散策路というお話もありましたけれども、あそこ、私、以前にもお話しを聞かせていただきましたが、その時よりは大変きれいになっております。ごみもない状態で、ですけど、行く橋と言いますか、そこに行くまでの所もやはり木が腐っていたり、くぎが飛び出ていたり、やはり危険な箇所もありますから、そこも早急にしていただけたらと思います。前にお話しした時には、あそこは国有林なのでできませんというお話をいただいたかと思うんですが、それでしたら、町として大変すばらしい防風林になるかと思っております。散策路もいまだに少しは残っていますので、そここのところを国のほうに、整備できないですかということでお尋ねになったことがあるのかどうか。それから、もしできないということであれば、分権一括法で町のほうにも一部できるようなことも、だんだん分権されてきているようなので、そここのところを国のほうにお伺いを立てることができるのかどうか、その点をお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。公園は非常に貴重な屋外で楽しむ場所、あるいは遊ぶ場所、子どもたちにとっても大事な場所とい

うようなことで整備をさせていただいているところでもあります。うちの町の中央公園、見ていただいたとおり何も無いような公園ではありますが、逆にこれが喜ばれている方々もたくさんおられるものですから、いろいろやっております。それから、議員ご指摘の箇所については、以前、議員からご指摘をいただいて、あそこは整備というより、悪臭とかそういうものを出さないようにさせていただいて、水を通すということは今の法律以降、環境の問題を考えますと非常に難しいものですから、その状況に今の現在は置いてあります。ただし、水を通すとなると相当のお金がかかるということでもあります。ですから、今、それ以外、何が良い方法があるかどうかは検討しながらやっておりますけれども、なかなか難しい状況でございます。あわせて、滑り台等々、うちの遊具全般にわたりまして点検をさせていただいて、今のところ、あそこは問題ないという回答を得ておりますので、いずれ、その修繕がまた入ってくるかと思えます。その点については、塗装までできるのかどうか、これは別として、点検をしながら、不具合が出た時には改修をしていく。それから、公園全体を見ながら、改築あるいは修繕はしていくということで捉えておりますので、事故のないように心がけていきたいなというふうに思っております。

それから、公園等々、大学との連携、後ほどの議員から大学との連携というのがございますけれども、公園等々は地域に住んでいる方々の意見が大事であります。私はあくまでも住んでいる方々の、今、公園の整備、遊具の撤去だとか、それは申し出があつていろいろやっております。議員がご指摘のように、全部がそういう部分じゃなくて、やはり地域に住んでいる方々が一番大事にさせていただく公園になってほしい。大学と連携すると大学の意向でなってしまうことが各自治体で見られております。それより私は地域の方々が一緒に住んでいただいて、その中でどういうあり方がいいのか、自分たちの使い勝手がいいのは、それはお話を聞かせていただきながら整備を進めるべきではないかなというふうに思っています。

それから、防風林の散策路については、あくまでも国有林でありますから、国有林を害するようなことはできませんので、下草刈り等々、枝払いだとか、通る人の邪魔にならない程度は町でやらせていただいておりますが、それ以外は国の防風林というそういう位置づけがございますので、なかなか難しい。整備するというのも、町がやるにしてもなかなか難しいという状況でありますから、町民の方々が歩いて通れる最低限の部分については許可を得て、町としてやらせていただいておりますので、それ以後についてはなかなか、これは要請しても難しい分野でございますので、ご理解いただければと思います。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

3 番 菅原 文子議員。

再々質問をさせていただきます。今、中央公園のお話をいただきましたけれども、やはり私も町民の考えが一番だと私は思っています。先ほども言いましたように、やはり町民主体でつくるまちづくりですから、

子どもさんも含めた中でどういう公園がいいのかということを考えて、検討して、そして、私はその模型のところを建築科あるいは違う所に模型を作ってもらって、それは入っていただいたらどうですかというお話をさせていただきました。プレーリーダーのことに关しましても、やはり大人の方たちとか若い方たちがプレーリーダーになってくれるといいんですけれども、本町ではなかなかそういうところまで、もし行かないのであれば、模型を作った中で一緒に子どもさんたちと遊んでもらって、そして、いろいろ考えていくのも一つの策ではないのかなということで私はこのアイデアを出させていただきました。ここで、やはりまちづくりということで私はお話ししましたので、今の町長のお答えを聞いていきますと、大学側が主体となっていくような自治体が多いというお話をいただきましたけれど、私は持って行き方一つだと思うんですね。やはり検討会ということは町民主体でやり、そして、大学との連携は違う所でということで、模型とかそういうところでということなので、分けて考えていただきたいなと私はそのように思っています。先ほど、私、いろんなことを言った中でも、リバーサイドの話は私にはしませんでしたけれど、やはり昔、キャンプ場の所にも木製の遊具はありまして、そこにも子どもたちはよく遊びには行っていました。ですけれど、そこがなくなると、キャンプ場に来る子どもさんたちも、また何か一つでもあればいいのかなというように私は考えています。私も公園の遊具とかいろんな所、地方とかにもいろいろ見に行ったり、それから、パソコンでもいろいろ調べていますけれども、ただ木を置いただけとか、それも業者さんにはお願いするんですけれども、あまりお金のかからないような形でできる遊具がたくさんありました。そういうこともお考えいただきまして、もう少し公園というものを、計画もわかりますけれども、やはり優先順位として私は先のほうに上げていただきたいなという思いがあります。先ほどの防風林につきまして、私も理解するところではありますけれども、やはり防風林という形と、それから、憩いの場という形では使い道が全く違いますから、町長のおっしゃっている、その防風林という意味も私はよく理解するところなんですけれども、やはり私は先ほど言っていますように見た目というものも大事なのではないかなと思います。看板が曲がっていたり、それから、ちょっと入りづらいような足場の所であったり、そういう所の補修はいかがですかということで、私は再度、お伺いしたいと思えます。

それから、中央公園、私、前回も予算特別委員会とか決算の中でもお話しをさせていただいていますけれども、池の中の水が腐って危ないということで池の水を抜いていただきました。抜いていただいたのはいいんですけど、ちゃぷちゃぷ池もそうですが、見た目が、取った後ですね、コンクリートの残骸のような形状であったり、それから、池もただ水を抜きましたという、縄を張った危ないですよという、それだけではやはり景観的にはよろしくないのではないかなと私は思うところです。ですから、そのところも優先順位としては早めにしていただけました

ら、南幌町って何かちょっとわびしいよねというような見た目といいですか、そのところもうわさが立たないうちに、公園にしましても、安全かもしれませんけれども、見た目をきれいにする。三重湖公園の所にある遊具はとてもきれいにペンキが塗ってありました。それだけでもやはり人目を引くのではないかなと私は思います。中央公園は特にパークゴルフの方たちもたくさん来ていますし、町外からもすごくたくさんの方が来ています。最近、やはり木製の遊具も老朽化して遊べない状態になっているせいか、町外から来ている方が極端に少なくなっているなという私は印象を受けています。ですから、公園ということをもう少し優先順位を上げていただいて、お金はかかりますけれども、考え方によっては定住促進にもつながることですから、どうかかならないのかなという思いで、もう一度お聞きします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。防風林については、あくまでも国のものでありますから、防風林というものを理解いただければおのずとその利用価値が、そこを今、通させていただいているというような状況でございますので、これだけは理解をいただきたい。ただ、町民の憩い、あるいは散策という部分がありますので、お願いして、今、通させていただいているというような状況でありますので、その程度と感じていただければというふうに。

それから、公園は順次、整備計画に基づいてやっていますので、たまたま三重湖のほうが早くなったという状況でありますから、先ほど申し上げたように、計画を持って修繕・改修をしていくということでございます。その中で、先ほどありましたちやふちやふ池については非常に費用が多額にかかる、そんなことがありますから、その利活用についてはかなり検討はさせていただいておりますけれども、その利用度等を含めて、お金をかけていいのかどうかというのもございますので。あるいは水道水が相当使われますから、そのことも含めていくと非常に難しい問題があるなということを感じております。そのほか、公園、いろいろこういうことについては大学だとか、そういうものをするべきだというようなお話もございますけれども、あくまでも我が町に住んでいる方々がどういう利用の仕方があって、自分たちがどう利用するのか、協働のまちづくりをする上では町民の声が私は大事かなと、そんなふうに思っておりますので、その中でまた足りない部分がありましたら、これは連携というのはどこでもできますので、そういう部分が達した時にはまたそれは考えていきたいと思っておりますけれども、現在では我々の範疇の中で、住民の皆さんと一緒にやる範疇だろうというふうに私は思っておりますので、今のところ大学とのお話はする考えは持っておりません。

議 長  
佐藤(妙)議員

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に、6番 佐藤 妙子議員。

本日は2問の質問をさせていただきます。1問目は教育長に、2問目は町長に、よろしくお願いたします。

生涯学習センター図書室における住民サービスと読書普及活動について。本町の図書館機能を有する図書室は郷土資料室、公民館機能を有する生涯学習の総合施設として明年度、生まれ変わります。多くの住民が待ち望んでいた図書館であり、新しいサービスや充実した施設に期待しているところですが、今後の図書館サービスと図書館事業で進める読書の普及活動について伺います。

1 今後の図書館運営の中で図書管理システムを導入し、分類ごとの検索、DVDなどの視聴覚等を検討されるようですが、インターネットを利用してのパソコンによる図書館の本などを自宅で検索することは可能か。

2 他の自治体図書館では、遠距離にある地域に分館として機能している所があります。夕張太ふれあい館で本の貸し出し、返却もできるような分館として利用できる体制は考えているか。

3 本町では、これまでに子育て支援などでも多くの読書推進活動に努力されておりますが、さらに図書館が広く一般の住民に親しみ利用していただけるためにどのようなサービスを考えているのかお伺いいたします。

議 長  
教 育 長

教育長。

佐藤議員の生涯学習センター図書室における住民サービスと読書普及活動についてのご質問にお答えいたします。

1 点目の図書館システムを導入した際のインターネットを利用した検索についてのご質問ですが、具体的な内容については現在検討中ではありますが、平成27年度中にはシステムの運用を開始する予定であります。これによってインターネットによる図書室の蔵書検索や新着図書案内が可能となります。

2 点目の夕張太ふれあい館に図書館分館としての機能を持たせる体制を考えているかのご質問ですが、現在、夕張太ふれあい館には、巡回文庫として1,000冊を配本し、年3回200冊ずつ入れかえを行っております。昨年度は約140冊の貸し出しがあり、その貸し出し・返却の業務をふれあい館で行っております。なお、施設スペースの問題もあり、冊数に限りがありますが、今後、配本数や入れかえ回数を増やすなど、巡回文庫としての機能を充実するよう努めてまいります。

3 点目のさらに図書館が広く一般の住民に親しみ利用いただくためにどのようなサービスを考えているのかのご質問ですが、現在は約2万9,000冊の蔵書数ですが、今後5年間で5万4,000冊に増冊する計画です。そのことにより、現在は、1人の貸出冊数を2週間で5冊以内に制限しておりますが、貸出冊数の拡大を検討するとともに、各年齢層に応じた書籍の充実や活字の大きな本の選書なども行い、幅広い年齢層に読書に親しんでいただく環境を整えてまいりたいと考えております。なお、開館時間につきましても、週1回程度、開館時間を延長し、夜間の利用日を設けるなど、利便性の向上を検討してまいりたいと考えております。また、施設内には、独立した学習スペースやDVDを

視聴できるスペース、お子さんが楽しみながら本を読むことのできるスペースなど、現在の図書室にはない読書空間を設けるなど、読書環境の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

議長  
佐藤(妙)議員  
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

前回の一般質問で図書館施設での利用形態に対する町の考えを聞かせていただいたんですけれども、今回はもう少し踏み込んだ質問をさせていただきます。まず、この図書館管理システムの導入で業務の幅が広がり、今まで以上の住民サービスの提供が可能になると思いますし、期待しているところではございます。パソコンで本の予約、借りた本の検索など、今、ご説明いただいたように本当に大きな形で利用が拡大されると思います。そこでインターネットを導入することによって、図書館で町内の小中学校の検索も図書館で可能になります。そして、予約した学校図書を図書館からまた地域住民へ貸し出しすることも可能なんですけれども、これから地域と図書館が一体となったまちづくり、このようなお考えをいかがお考えでしょうか。

2番目の分館の質問なんですけれども、この町の図書を多くの町民に利用していただくためには、皆さんが利用しやすい体制づくり、環境づくりが大切かと思えます。町の中心にある図書館は、離れた所に住む住民にとっては、特に高齢者、障がい者、また、車を運転できない方にとっては利用するには大変な部分がございます。夕張太のふれあい館が公民館機能も有しているということをお聞きしました。このシステムの導入によりパソコンを1台そこに置くだけで図書の予約、また貸し出し、返却も可能ではないかと思えます。そこには職員がいなくてもパソコン1台を置くことで、管理人であったとしても業務は可能かと思えます。先日、住民の方から、せめて返却だけでもふれあい館でできないかという声がありました。分館機能であれば図書館と同じ本が借りられます。5年間で5万4,000冊という多くの蔵書予定でございますので、幅広い方に利用していただくためにも、この分館機能はどうしても必要だと思えますが、これもお伺いいたします。

3番目の読書啓発活動なんですけれども、本当にいろいろ考えていただき大変うれしいところでございますけれども、本町ではブックスタート、また、小学校の絵本の読み聞かせなど、さまざまな取り組みもされております。私もボランティアの一員として参加させていただいておりますが、授業の始まる前の15分前ですが、子どもたちは真剣なまなざしで集中し、時には物語の世界に入り込み、泣いたり怒ったりしている様子を見ていると、本を通してつくられる子どもの豊かな感性に改めてこちらが感動します。本の大好きな子どもたちがもっと多くの本にめぐり合い、成長してほしいと心から思っております。そこで、滝川市では大変ユニークな取り組みをされておまして、図書館から市内の全児童に読書アルバムを配布しているそうです。アルバムに読んだ本の一言感想を記入します。アルバム1冊につき100冊の記録が可能で、1冊終了ごとに賞状を授与し、1,000冊読破した児童は教育長から表彰状

をいただけるそうです。実際に1年で1,000冊を読破した子どもが表彰されておりました。幼いころに呼んだ本は大人になっても心に残っているものですが、その時の自分のたった一行の感想が後々自分の宝物になるかもしれません。ぜひ本町の子どもたちもこのような体験をさせてあげたいと思いますが、このようなお考えはいかがでしょうか。

議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

それでは再質問にお答えをしたいと思います。地域と図書館というのは非常に密着があるというふうに考えてございます。現在、公民館にある図書室につきましても、小規模ではございますが、住民の方のニーズに応えるべく、図書室としてそれなりの機能を有しているというふうに考えております。ただ、生涯学習センターを新たに設けるということの中で、5年間をかけて、今の蔵書の倍、それでも近隣の図書館に比べると蔵書数についてはまだ十分ではございませんが、そんな形の中で整備を図っていきたいということでございます。ただ、現在のところ、あくまでも小学校の図書室との連携という部分については現時点では考えてございません。

それと、分館としての機能でございますが、確かに夕張太ふれあい館については、公民館機能というふうには私どもは認識してございません。地域の方のいろんな要望がございまして、ロビーのスペースを利用した中で、あそこでお集まりいただく方に本を読んでもらうということから始めたのが取っ掛かりだというふうに私は認識してございます。先ほど申し上げましたように、スペースの限りもございます。低架の書庫でロビーの壁際に置いているのが現状でございます。今後、5年間かけて蔵書を整備していくわけでございますので、今まで不便をかけた部分については、来年度からでもできる限り入れかえの回数を増やしながら、新しい本についてもふれあい館のほうに配本するような、そんな形を考えていきたいというふうに考えてございます。

それと、滝川市の事例をお出しいただきましたが、基本的には私も佐藤議員と同様、読書の大切さというのは非常に感じております。私ももう少し本を読んでおけばよかったなと今さら反省しているところでございますが、その者を表彰するとかということも一つの励みになると思っておりますが、読み聞かせるだとかいろんなボランティアの方にかかわっていただいて、朝読書等も展開してございます。そんな面で読書の大切さというのは、これから私どももそうですし、教職員の方も含めて子どもたちにそういう思想について定着をさせていく、そんな教育に努めていきたいなというふうに考えてございます。

議長  
佐藤(妙)議員  
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

ありがとうございます。先ほどの分館の理由なんですけれども、私は今回、なぜ夕張太ふれあい館を分館にしてほしいという理由なんですけれども、町の中心部にある図書館からまず離れているということと、今、公民館機能という考えではないというお話だったんですけれども、私の思いとしては、町の公民館機能はこちらの公民館と夕張太ふれあい

館が公民館機能だと考えておりました。それと、まず、住宅団地ということで人口が密集しているということと、それと、住民から要望が多いという、そのことで今回、分館の理由を伝えさせていただきました。分館が難しければ、せめて返却だけでもあそこでさせていただきたいなというふうには思っております。本当に町の図書館という共有財産、これを上手に利用するために、子どもから高齢者まで多くの方が集まりやすい図書館になることが大切だと思っております。本町では、仕事をリタイヤされ、また、第二の人生を模索し勉強したい方、ゆっくり好きな本を読むために図書館へ通いたいと考える年齢の方々もだんだん増えてまいりました。何も言葉を交わさなくても、このすばらしい環境の中で図書館に町の住民が集まって本を読んで、雑誌を開き、新聞に目を通す、同じ時間を共有し合うことがまさにこの田園文化のまちに通じることであり、住民に優しい図書館が人づくりにつながると思っております。地方の図書館では、人と図書館とを結ぶさまざまな取り組みを考えております。例えば、ある所では高齢者や障がい者のために、貸し出した図書をご自宅に有料で送るサービスをしております。体の不自由な方は、その町・市で無料で補助しているという形だそうです。また、近郊の市ではボランティアが進めている高齢者宅配サービス事業というのがある、一人では来館することが困難な70歳以上の高齢者、障がいのある方が事前に登録して、ボランティアの協力を得て、自宅まで図書をお届けするというそういう仕組みです。我が町として今後このようなさまざまな新たな取り組みも出てくると思いますが、それにぜひ積極的に考えていただけるのかどうか、こちらもお聞かせいただきたいと思います。

議長  
教育長  
(再々答弁)

教育長。

今、佐藤議員から図書館というか図書室のあり方についていろいろお話をいただきました。基本的に私どもも来年度オープンする生涯学習センター、図書室に限らず、多くの人に寄っていただきたい、さらには冬期間、お年寄りの方があそこのロビーでいろんなお話をされるような、そんな場所にもなっていただきたいなという思いがあります。その辺の思いについては佐藤議員と共通している部分があると思います。あるいは、ふれあい館の部分についても、先ほどから申し上げているとおり、現在は巡回文庫という形の中で少しでも利便性を高めるような取り組みをさせていただきたいということです。その中で地域の方のいろんな要望等にも耳を傾けていきたいなというふうに思っております。

さらに、最後におっしゃいました宅配サービスのお話、その辺、私どもも十分承知をしてございます。これは図書室の本だけに限らず、今、買い物だとか医療機関だとかいろんな部分で高齢者の方、障がいの方、あるいは車を持たない方、そうした人たちの問題ということがこれから出てくると思っています。そういうものを含めながら、これから検討させていただきたいというふうに考えてございます。

議長

6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員

ありがとうございます。次に続きまして、2問目、働きながら安心して子育てできる環境整備を。本町のなんぼろ子育て安心プラン策定に当たり、町長は心豊かで安心した生活を送ることができる地域は、本町が目指すまちづくりの一つの形であり、その町を切り開いていくのは次世代を生きる子どもたちであると言われていています。そして、この計画が未来を担う子どもたちの健やかな成長と豊かな環境づくりに貢献するものとなるよう町としても実行に努めていきたいと結んでいます。まさに高度成長が終わり、バブルの崩壊とともに本町でも共働き家庭が急速に増加しました。勤労形態の変化や通勤時間が長くなったことで、働きながらこの町で子育てしたいと願う親たちは、安心して子育てができる環境整備を望んでいます。そこで3点、伺います。

1 子どもが病気や病気の回復時に、どうしても保育することができない時、預け先に大変苦勞されているようです。病中や病後児でも預けることができる保育体制は考えられないか。

2 現在、学童保育は小学3年生まで受け入れています。4年生になると子どもの居場所や預け先で悩み、親が仕事を続けることが難しいケースも出てきています。今後、小学4年生以上の受け入れの考えは。

3 保護者が出産、病気、事故、出張、冠婚葬祭などで子どもの預け先が無い時に、一時的に数日間、家族に変わってサポートするショートステイのようなシステムを導入する考えは。

議 長  
町 長

町長。

働きながら安心して子育てできる環境整備を、のご質問にお答えいたします。

1 点目の病中や病後児の保育体制についてであります。議員ご指摘のとおり、現状では一時預かり並びにファミリーサポートセンター事業におきましても病中・病後児につきましてもは預かり事業を実施しておりません。これは、国の設置基準においては、施設として病院や保育所等に付設された病中・病後児の専用の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室スペースが必要であり、人的には保育士のほかに看護師の配置が必要となっており、施設整備及びマンパワーの確保の両面で困難なことから、実施していないところであり、当面は、近隣市町において実施している病院などがあることから、情報提供などを行って対応してまいりたいと考えております。

2 点目の学童保育事業における小学4年生以上の受入れについてであります。現在、南幌小学校の余裕教室を利用して学童保育事業を実施しており、対象児童は小学3年生までとしております。これは国の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育のガイドラインに基づき、保護者などが労働等により昼間家庭にいない小学1年生から3年生の就学児童を対象としているものです。

平成27年度から始まる国の子ども・子育て支援制度におきましては、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させることとしており、その例としては、学童保育数の増加や対象を小学6年生まで拡大するこ

ととしております。町では先に実施いたしました小学生までの保護者を対象にした、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査でのニーズ結果や、町の子ども・子育て会議での議論を踏まえ、年内を目途に対象学年の拡大等について検討してまいりたいと考えております。

3点目のショートステイのようなシステムの導入についてであります。現在、保護者が一時的に家庭での保育が困難な場合につきましては、保育所での一時預かり事業や特定保育事業で対応しておりますが、保育所の場合はいくまでも保育時間内での保育となりますし、ファミリーサポートセンター事業におきましても基本は午後9時までを援助時間としており、いずれにつきましても宿泊を伴う受け入れは行わないこととしております。仮に、議員ご指摘のような病気や事故等で緊急的な支援が必要な場合につきましては、児童福祉法に基づき児童相談所との協議や支援要請を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

議長  
佐藤(妙)議員  
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

病後児保育の質問だったんですけれども、働きながら子育てする親が一番不安なことと言えば、やはり子どもの病気の時なんですね。もちろん親でありますから、熱があり苦しんでいる時は、何としても休みを取ってでもそばで看病してあげたいというそういう思いはあると思います。しかし、インフルエンザや水疱瘡など、決められた日数、長い日数を休まなくてはならない時は家で回復を待つという状態なんですけれども、その時も親は仕事を休まなくてはなりません。しかし、長く休むことによって職場での雰囲気が悪くなったり、仕事を首になるかもしれないと思う、その不安から後ろ髪を引かれる思いで子どもを一人で留守番させたりする方もいるようでございます。近くに安心して預けられる親がいない方にとっては、本当に不安の何物でもありません。昔であれば近所のおばちゃんが気軽に声をかけてくれましたけれども、今は何かあれば訴訟問題など、今の社会状況では気軽に子どもの預かりができていく時代になってきました。先日、江別市にある、病気の時に子どもを預かる病後児保健室を視察してまいりました。運営は民間医療機関で、江別市の補助事業を受けて、平成23年度からスタートされているようです。1階が小児科で、2階が生後6カ月から小学校3年生まで受け入れられる病後児保育室なんですね。それで、1日15人ほど受け入れが可能で、江別市内に住所がある方が対象です。利用料金は、生活保護世帯は無料、非課税世帯は1日1,000円、課税世帯は2,000円、それ以外は任意で一律3,000円で、町外の方であれば、この3,000円で預かることもできるそうです。前日の夜や当日の朝に申し込んでも、数人の保育経験のあるスタッフが対応できるようになっているようです。部屋は感染を防ぐために透明の壁で仕切られてあって、部屋ごとにエアコンを設置して、本当に家庭的な環境で母親のように添い寝をしながら保育されておりました。1階が病院なので、もし子どもが急変しても、働くスタッフも保護者も安心できる体制になっております。こ

のように子どもが病気になっても安心して働き続けることができる環境があることにより、次の子どもを産む安心感につながるのではないかと考えております。そこで、確かに、小児科のない我が町にとっては大変苦慮するところもございますけれども、例えば、南幌町以外の町で病中・病後児保育を利用した方に利用料金を町で助成するという、そういう考えもできるのではないかなと思います。また、もう一つの提案としては、今のファミリーサポートでは、先ほどご説明を受けたように病気の際は利用することはできません。ですけれども、他市町村のいろいろなやり方を見ていると、緊急ファミリーサポートとして病気回復時で熱が38度以下、また回復期など、その条件を満たした中でファミリーサポートでやっているという所もありました。そういうことも考慮しながら町で考えていくことも必要かと思えます。

学童保育なんですけれども、平成27年の4月から児童福祉法一部改正によって学童保育の対象がおおむね10歳未満から小学校へ拡大されます。従来、学童保育で3年生までいて、4年生になるといられなくなるということで、親は仕事を辞めなくてはいけないという、そういうケースもあり、最近では小4の壁とも言われているそうです。昔のように放課後、広場に集まって大勢で遊ぶ風景というのは、今はだんだん見られなくなりました。また、この町ではスポーツ少年団が盛んなのですけれども、このスポーツ少年団に入っていない児童は、やはり自宅でひとり遊びが多くなります。本当に今の時代、子どもの命を守るのが大変な世の中になって、田舎だからこそ安心と言えなくなりました。本町の学童保育のあり方として、こういうところもぜひ検討しながら考えていただけるようによろしくお願いいたします。

それで、3番目のショートステイの件なんですけれども、先日起きた千葉のベビーシッター事件は大変痛ましいに事件でございました。子どもを育てる親の環境も子どもの環境も以前とはどんどん変わってきております。共働き、母子家庭では、母親が支援が欲しくても訴える人がいない、周りは支援したくてもどう助けて良いかわからない、日ごろ交流のない地域の中でどこまで支え合いができるかは本当に難しい問題でございます。今回事件があった千葉市の市長は、待機児童を減らすだけではなく、病後児保育や夜間を含めた預かりショートステイなど多様な保育をバランスよく提供しなくてはいけないと訴えておりました。どうしても急な仕事や冠婚葬祭など、子どもを預けたい時に預けられる所があれば安心して用事を足すことができます。なければ悩みながらも一人で留守番をさせざるを得ません。ここ本町もひとり親家庭がいらっしゃると思います。本当に頑張ってお育てをしております。このような方たちの声は、なかなか行政には届かないのが現実です。もっと行政が手を差し伸べる制度が必要だと感じております。石狩市の例なんですけれども、石狩市でやっているショートステイ制度は、サポート会員が子どもを最大6泊7日まで預かることができるようです。年齢ごとに料金が変わります。1泊3,000円から5,000円の間で預かるそうですけれ

ども、本町でも今後、ファミリーサポートを利用したショートステイのあり方も考えていただけたらなと思っております。以上のことなんですけれども、再質問させていただきます。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。病中・病後児がいるというのは非常に大変だというのは私も認識はしているところではありますが、逆に言うと、それを何も資格のない者が預かれるかと。非常に難しい問題がございます。ですから、病院に通っている方々であれば、うちの今の子育ての中の支援事業の中で活用していただければ、結構そういうものの活用ができるのであろうと。仮に、先ほど申し上げましたように、うちにつくるとすれば、そういう資格を持ったスタッフを寄せながら、そういう場所まで提供する。それと、今、そんなにニーズがあるのかどうか。その辺が非常に。大きな市はかなりあるというのは聞いておりますが、我が町には私どものほうにも声も届いてきておりません。これは後ほどの子育て、預けるほうのサポートのショートステイもそうなんです、声があまりないというのも事実、ほとんど私の所には来ていませんし、担当スタッフにもまだそういうものがない。皆さんも子育て、佐藤議員も子育てしておられるからよくわかるかと思いますが、それを自分で預かれるかという問題、今のいろんな問題が全国各地で、預かったら預かったでいろいろ出ている状況であります。そんなことを含めていきますと、やはり先ほどご説明がありました近隣のそういうスタッフが整っている所に預けていただくほうが、お互い、専門職があるわけありますので、医療事故もないだろうし、それから、保育事故もないという部分ではないかなというふうに思っていますので、うちの中では、今の中では、そういう施設対応が非常に難しいから、今のところは考えられないなというふうに思っております。

それから、学童保育につきましては、先ほど申し上げましたように、平成27年度からの策定でアンケート調査も親御さんからいただいております。それを十分検討して、対象年齢も含め、あわせて今、南幌小学校の空き教室を活用させていただいておりますので、その辺がどうなるのか。1年生と6年生と同じ所で遊べるかどうか。一緒に同じ部屋がいいのかどうか。それはいろんなことを検討しなければなりませんので、それらも含めて検討して、どういう形がいいのかということも。まあ、国の基準で今度はそういうふうになりますから、それらも当然、頭に置きながら、子育て会議のご意見もいただいて検討してまいりたいなというふうに思っております。

それから、ショートステイの問題ではありますが、ファミリーサポート事業については、受け入れるほうはそこまで考えておりませんので、お願いするのもやっとその何時間をお願いしたいということで、今、会員になっていただいているという現状でありますから、何泊も、あるいは1泊もということになると、それだけ受け入れ態勢のニーズがあるかどうかというのは、これはまた厳しさがあるのかなというふうに感じてお

りますので。本当の緊急のは、先ほど申し上げたようにいろんな手続を経ながら対応できることも可能でありますので、それらの道も皆さんにお話しをさせていただいて、少しでも環境整備はしていきたいなというふうに思っています。

議 長  
佐藤(妙)議員  
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

町のほうには、なかなか声が届いていないというお話でしたけれども、やはり現場のほうでは本当に子どもを抱えながら、働きながら、苦勞されているという、そういうお母さんたちがたくさんいるという現実も知っていただきたいなと思います。また、子育て安心プランの中でぜひアンケート調査、また、調査の中でしっかり聞いていただきたいなと思います。それで、保育園での0歳児からの保育、また、2歳児からの幼稚園教育、急速に変化する時代の中で、多くの家庭では本当に共働きをしなければ安定した家計で子どもを育てられない現実が生まれております。3歳までは抱っこして家庭で育てることが大切と言われた方がいらっしやいましたけれども、皆さん、思いは同じだと思うんです。時代が違えども子どもが健康で健やかに育ててほしいと思う親の思いは今も昔も変わりありません。本町の子どもたちの健康と命を守るという観点から、我が町は小児医療体制を町長はどのようにお考えでしょうか。また、今後、江別連携医療の中で、この小児医療の道筋があるのかどうかもお考えがありましたらお聞かせください。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。子育て世代というのは、非常に大変だと、これは私も経験をしながら、これは十分と感じているところでもあります。したがって、町でもできる限りの支援、いろんなことをさせていただいています。子育てブックにかなりの事業が、細かいことから含めて、載せさせていただいて利用いただくように配慮をしているつもりであります。しかし、ニーズはそれぞれ変わってきておりますので、私どももできるだけ、子育ては大事なものですから、それについてできることはやっていこうというふうに前向きには捉えますけれども、できるものとできないものが、先ほど申し上げたように、ニーズもあるのかなのか。片っ方ばかりあっても受け入れ側がなければ事業を展開しても名ばかりということでもありますので、それらが理解いただけるような手法をとっていきたいなとは思っております。

それから、アンケート調査の中でも、小児科、今まであったのにないから、小児科をどうして置かないんだということでもあります。小児科の医師を確保するために札幌医大等と大学も含めてお願いをした、あるいは公募もさせていただいたところでもありますけれども、これはなかなか今の医師数からいくと非常に難しい状況。それと、いろいろ医師から問い合わせがあった時、聞かれたのは、どのぐらいの患者が毎日いるんですかと。やっぱり医師のニーズもそれだけの数字がある程度なければ、なかなか来るといふ環境も非常に難しいということでもあります。そんなことから、できれば置きたかったのですが、そういう環境にはないとい

うことをごさいました。したがって、小児医療がないということで、非常に子育て世代には不便をかけておりますが、近隣にはそういう医療機関、個人あるいは市立病院がありますので、当然、うちの患者さんが行くようになると思いますのでよろしくというお話をさせていただきながら、あるいは予防接種等々も一緒をお願いをしていただきながら、うちの現状もお話ししていただいて、受け入れ体制もよろしくというお話しをさせていただいているところでもありますので、子育て世代それぞれの自分の病院、かかりつけ医としての病院を確保していただいているものというふうに感じているところであります。

議 長

以上で佐藤妙子議員の一般質問を終わります。

ここで場内時計で10時55分まで休憩をいたします。

(午前10時41分)

(午前10時55分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどに続き、1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

今回は3問について町長に質問いたします。

最初の1問です。1問目は、認知症サポーター養成講座について。全国的に高齢化とともに認知症の方が増加しています。認知症サポーターは認知症について正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアです。近年、各自治体で養成講座を開催しています。認知症サポーター全国キャラバン・メイト協議会では、自治体職員、住民、地域の生活関連企業、団体活動に携わる人、学校関係者などを対象として無料の講座を開催しています。本町の第5期総合計画・後期基本計画の中でも、地域で支え合う行動力と活力のある南幌をテーマに計画が進められています。地域全体での取り組みに発展させる必要があると思いますが、本町での取り組みについて町長の考えを伺います。

議 長

町長。

町 長

熊木議員の認知症サポーター養成講座についてのご質問にお答えいたします。国では、平成17年度から認知症を知り地域をつくる10カ年キャンペーンの一環として認知症サポーターを養成し、日本全国で認知症になっても安心して暮らせるまちを住民の手によってつくることを目指しています。本町においても平成18年度から、キャラバン・メイト連絡協議会の講師養成研修を修了した保健師による出前講座を実施しており、民生委員児童委員を初め、ボランティア、金融機関、老人クラブ、中高生、役場職員などの団体を中心に平成26年3月末までに795人が認知症サポーターに登録されており、多くの町民の皆様に認知症の正しい知識を習得していただいております。また、町では、認知症高齢者等SOSネットワーク事業、あんしんキット見守り事業、安全安心見守りネットワークなどを実施し、高齢者への見守り体制の強化を図っております。さらに、今後も増加すると見込まれる高齢者に安心して生活していただけるよう高齢者生活支援地域づくり推進事業におい

て、地域の住民同士の支え合いができる地域づくりを推進しているところでもあります。

今後におきましても、平成27年度からの第6期介護保険事業計画策定の重点項目に認知症施策の推進が挙げられていることから、認知症サポーター養成講座の継続実施を初め、地域包括支援センターを中心に、認知症になられた高齢者のみならず、全ての高齢者が安心して生活していただける地域づくりを目指し、高齢者の見守りが切れ目なく提供されるよう地域や関係機関と連携したネットワークの充実を図ってまいりたいと考えております。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

ただいま答弁をいただきまして、南幌町では平成26年3月末までに795人が認知症サポーターに登録されているということで、さすがというか、本町の健康福祉についての取り組みが本当にきめ細かくやられているということでは、本当に評価できるものだと思います。全国的に本当に認知症が増加しているということは、近年、テレビとかでもよく報道されますし、先日も裁判の中で24時間見守りができなかった方が、JRとのトラブルで賠償金を支払えというような判決が出ました。そういうニュースを見ると、本町には鉄道とかそういうのはないですけども、だれでもやっぱりそういう危険をはらんでいるし、そういう所にみんな置かれているのではないかなと思って、すごく危惧するところです。今、答弁の中で、今後も養成講座の継続実施を取り組んでいくということでしたけれども、再質問の中で、現在、職員の中でどれぐらいの人数の方がこの認知症サポーターの講座を受けていられるのか、その人数を教えてくださいたいと思います。それから、今後、全職員に養成講座で受けられるかどうか、その計画もお答え願いたいと思います。また、今、認知症が増えているということで、本町でも介護計画とかの説明の時に人数とかいろいろお話がありましたけれども、差し支えなければ本町の高齢者の中で認知症で報告されているというか、そういう人数がわかれば教えてくださいたいと思います。

このサポーター制度、私も今、本町でもキャラバン・メイトの連絡協議会ということでやられているということで、私もインターネットとかで見た中ではかなりきめ細かく、小学生、中学生とかにも講座を開いて、認知症は何かということを知っていただくというような取り組みが本当に細かくされています。私自身も2年前でしたか、同僚議員と一緒に、全道の女性議員協議会の研修会が留萌市で行われて、その時にやっぱり留萌市も認知症に対する取り組みだけではないんですけども、健康全般についての取り組みをやっている所で、その講習の中でサポーター講習を受けて、オレンジリングをいただいてきたんですね。今日、それを持ってこようと思ったんですけど、しまい忘れてちょっと持ってこられなかったんですけども。それと、もう一つ、私、自分自身の経験なんですけれども、私の母親も早くから認知症を患いました。そのころは、まだ認知症という言葉ではなくて痴呆症という形で、いろいろ病院にそ

のころ何か所も連れていって、脳波とかいろいろとっても、CTとかをとっても異常はないと言われるんだけど、やはり同じことを何回も言ったり、お米を本当にたくさん研いで、冷蔵庫にいっぱい入れていて、たまに私が行った時に、どうしてこんなふうになっているのかということで、理解ができていないから本当にただ怒ってしまうというのか、そういう経験をしています。やっぱり地域全体でこのサポーター制度、養成講座に取り組むということで、一人一人が認知症を深く理解して、地域でお年寄りとかそういう人方が、ちょっと違った行動とかをした時に、もしかしたらということで保健師さんとかつながったり、地域で支え合うということにつながると思うんですよね。ですから、その辺をどのように今後、継続して考えているのか、そこをお答えいただきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。  
熊木議員の再質問にお答えをいたします。サポーター養成講座、いろんな団体を通じ、中学生、高校生を含めて、いろんな方にやっていただき、人数的には795人ということで、これが多いか少ないかはそれぞれの判断に感じますけれども、町としてはできるだけ養成講座に出させていただいて、いずれ高齢化社会に我が町もなりますので、できるだけやっていきたいというふうに思っていますし、職員も多くの職員に受けていただいておりますが、まだ100%には達しておりませんので、できるだけ職場の仕事の関係もありますから、少しでも多く受けていただくよう努力をさせていただきたいなというふうに思っております。そこで、ちょっと数字的には最近の数字はつかんでおりませんが、平成22年の数字で行きますと、大体、高齢者という部分で行くと418人、認知症と思われるのが132人ぐらいだっただろうという感じで押さえています。今、今度は第6期の介護保険の計画をつくりますので、その中に詳しく、また数字的なものは新しい数字が塗りかかってくると思いますので。どちらしても、我が町の高齢化率から行くと今26%台ですから、もう数年で30%の大台に行きますので、それからすると、まだまだそういう認知症のお年寄りが増えてくる可能性が非常に高まっているというのは危機として感じていかなければなりませんので、それをさせないためにどうしていくかということでサポート養成講座を含めて今やっていますし、あわせて、高齢者の生活支援地域づくり推進事業、平成24年度から始めておりますが、地域で支え合っていただく、そういう環境づくりもしていかなければ、行政だけでやってもなかなか追いつかない。それぞれの地域の実情もありますので、身近に感じていただける、住民の方々に感じていただいて、少し何か異変があったら連絡いただけるような、そういう地域で支え合うということがこれからは大事ではないかなというふうに思っていますので、これらも高齢化率の高い行政区・町内会を中心にまたお願いをしながら、そういう環境づくりは進めていくべきかなというふうに感じておりますので、よろしくお願ひします。

議 長  
1 番 熊木 恵子議員。

熊木議員  
(再々質問)

今、お答えいただきまして、職員の割合は100%には達していないということで、100%になるようにきっとやられるということだと思えるんですけども、やはり計画的にぜひやってほしいと思います。

今、平成22年度の人数ということで教えていただきましたけれども、先ほど来、町長も言われていますように、今の高齢化率は、まだ20%台ですけども、間違いなく30%を超えていくという時に、予防も含めて今後、町としてさらにやれることは何かと、私も介護計画とかいろいろ町で出したものを見ながら考えました。うちの場合は、本当に保健福祉課の取り組みの中で、町民の健康状態というか、どういうものを食べて、どういう病気になっている確率というか、そういうものも詳しくグラフの中に出されていて、すごくうちの町の年代層とか、その年代層によってどういう病気で、どういう嗜好があってとかというのがわかるようなデータが載せられていました。それをもとにしても、今現在行っている保健福祉課の取り組みの中で、男の料理教室とかいろいろたくさんさんの事業メニューを組まれています。先日も男の料理教室にこれから行くんだという男性にお会いしたんですけども、やっぱりすごく楽しみにしているんですね。エプロンとスカーフは、うちの家内に言われなくても、ちゃんと前日からもう用意していると。喜んで出かけて、それをうちに帰ってまたちゃんとするのと言ったら、作る時もあるし、あまりうるさく言うからつくらない時もあるみたいなことも言っていたんですけども、やっぱり参加する人方の交流の輪というか、一度、そば打ちとか何かをする時に、たまたまあいくるに行った時にやっていて、ちょっとのぞかせてもらったんですね。そうしたら、その講師の方から教えてもらいながら、やっぱりそれぞれの工夫もしながらやっていて、すごくほほえましくて、何かいい取り組みだなというので、それがもう少し広げられる、今やっているんですけども、さらに何か広げる取り組みとかを考えているのかなと。そこをちょっと一つ伺っておきたいなと思います。

本町でやって、なかなかほかでできていないメニューというので男の料理教室が本当に挙げられると思うんですね。これも私、自分の経験から言って申し訳ないんですけども、ひとり暮らしになった伯父とか、高齢者で今まで家事を全くやってこなかった人は、そういう状況になった時に本当に洗濯機のスイッチ一つ、言われても何かそういう発想がないというか、そういうのを私、自分で今、目にしているんですね。ですから、本当に高齢者になったからそういういろんなものに参加するのではなくて、やっぱり私たちぐらいの年代からいろんなそういう町での取り組みに気軽に参加できるようなというシステムというか、そういうのがすごく必要だなと思うんです。その中の一環として認知症サポーター養成講座というのは多く利用されて、その知識をみんなに広げていくということが大事だろうと思います。先ほどの町長の答弁の中で、行政がやるだけではなくて、受ける団体というか、町内会であるとか老人会とかいろんなそういうところも積極的に加わって、そこでチームという

か、そういう形で地域を支え合っていくことが本当に大事になると思います。外に出てこられる老人はまだいろいろ発見できたり、わかるんですけども、だんだんやっぱり高齢化とともに、また認知症とかになると引きこもってしまって、なかなか出てこないというのが実態だと思います。そういうところに保健福祉課としてどのような手立てをとって、やっているのかもちょっと教えていただきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。認知症の問題、要望という部分から行くと非常に難しい問題もありますけれども、先ほど議員ご指摘の男の料理教室、これは気持ちがあってやってみたいという方々がどんどん出てきてほしいんですが、話を聞くと、今、ある程度固定がされているということではありますが、これがもっともっと広まっていくのもどうしたらいいのかということ含め、次期の介護保険事業の計画の中で、またいろんなことも含めて検討していかなければならないと思っています。それとあわせて、私は、今、あっちこっちの地域で今、自分たちの男のお年寄りをどうするかということに議論をいただいたり、あるいは、どういう家庭がいるんだということは再認識していただいたり、いろいろいるんですが、やっぱり身近な所でお年寄りがいろんな所に出てきていただけるようなものが、例えば老人クラブの会合だとか、今、温泉も利用してやっている老人クラブもあったり、いろんなところを活用しなら、やっているようであります。何とかそんなことで地域の行事とか、そんな所に気楽に出て、地域の方々と語り合えるような輪がもっと広がっていただければいいのかなというふうに思っているところでもあります。ただ、我々も押さえている部分と、まだまだ押さえていない部分もあろうかと思えますから、そういう家族、認知症らしきだなと思ったら、やはり早めにあいくるにまた連絡をいただいて、どう対応できるかと。早いうちにいろいろ相談をしながらやっていくのも大事かと思えますので、何かあれば保健福祉課のほうに問い合わせいただければと、そんなふうに思っております。何せ、いずれ私たちもそういう世代に入りますから、そういう時にどうあるべきかというのをこれからまたいろんな方法を含めて検討しなければならぬ。そして、やって、好評のものは随時伸ばしながら多くの方が来ていただけるような仕組みづくりもしていかなければならぬと、そんなふうに考えております。

先ほどの、今、できるだけ100%を目指したいというふうには思っておりますが、ただ、役場職員でも全部が事務職でもないし、技術職からいろいろあって、持ち場持ち場でいろいろありますから、目指すのは100%ですけども、いつ100%になるかというのは、これはなかなか難しいかなというふうにやっておりますので。今の中で行くと、かなり私は高い、実は受講していただいているとは思っておりますが、100%にはなっていないのは、いろいろそれぞれ技術職からいろいろありますので、目指すのは100%でという。それはいつということになると、それはまだまだ時間がかかるかなとそれぞれ思っておりますので。

ただ、こういうものは認識をやっぱり共通していただくというのは大事かと思しますので。率がどうじゃなくて、やっぱり職員がみんなこういうことの認識を、受ける受けないにかかわらず持っていただくというのは啓蒙していきたいなど、そんなふうに思っています。

議 長  
熊木議員

1 番 熊木 恵子議員。

2 問目に移ります。まちづくり戦略チームの進行状況は、について町長に伺います。本年、人口減少や少子化、企業誘致対策として、庁舎内にまちづくり戦略チームを立ち上げ、まちづくりの施策、事業について、ほかの自治体の調査を行い、本町の地理的条件、財産を生かした有効と思われる資源を掘り起こすことなどを目的にチーム編成するとされています。庁舎内の各部署からいろいろなアイデアやイメージを膨らませての応募がありチーム編成が行われていると思いますが、会議体の中でどのような意見が出たのか、具体的な内容、計画が進められているのか進捗状況を伺います。また、ほかの自治体の調査を行うとされていますが、総務省が支援する地域おこし協力隊制度の活用や、大学との連携によるまちづくりなどを戦略の中に導入する考えはないか伺います。

議 長  
町 長

町長。

まちづくり戦略チームの進行状況は、とのご質問にお答えいたします。まちづくり戦略チーム設置の趣旨・目的などについては3月の議会定例会において述べさせていただいたところです。チームの構成については、募集等の結果、職員16名で構成することとなり、先月に第1回目の打合せを行ったところであります。その中で、本町のためにとという広義的な分野の様々な角度から、メンバーからの施策・アイデアなどを出すこととなり、現在はその提案シートの取りまとめを行っている段階であります。今後については、メンバーから出された施策・アイデアなどを議論し、事業化に向けた協議を進めてまいります。議員ご指摘の地域おこし協力隊制度の活用や大学との連携については、まず、職員での議論を進めることとし、現段階では考えておりません。まちづくり戦略チームについては、職員メンバーの自発的発想によるこれからの本町にとって必要だと思われる考え、思いなどを事業化に向けて協議することを基本として取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1 番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。今、町長からチーム編成は16名でということで、この16名というのは、手挙げ方式でしょうから各課に何名ということではないと思うんですけども、その辺のバランスはどうだったのか、それを1点お聞きします。

私、今回、この質問をする時に、3月の定例会でこれが出されて4月にスタートしたばかりなので、まだ時期的にはちょっと早いかなとも思いつつながら、やはり計画段階でいろんなアイデアとかを入れるという意味では今のうちにしたほうがいいかなと思って質問を組みました。先ほども同僚議員が大学との連携ということで質問に触れていますが、

今回、今の答弁の中では、地域おこし協力隊制度の活用や大学との連携についてはしないというか、職員での議論を進めることとして現段階では考えていないと先ほど答弁されましたけれども、私はそのところが、今までも委員会とかの中でもちょっと提案とかしたりしてきたんですけれども、もちろん庁舎内には優秀な人材がそろっていますし、いろいろアイデアとかも持っている方もたくさんいらっしゃると思うんですけれども、ほかからの意見を聞くということはすごく大事なことだと思います。あまりあっちの町でどうだった、こっちの町でどうだったというのちょっと気が引けるんですけれども、先日、政務活動で行った今金町、そこでは地域おこし協力隊制度を活用して、まちおこしを本当にやっているというお話を聞きました。それで、すごいなと思ったのは、そのまちづくり課の課長さんとか隊員の方とか一緒にいろいろ話し合いをしたんですけれども、やっぱりそういう新しい募集、それをやった時に不安とかそういうのはなかったですかとお聞きしたら、どういう人が応募してくるのか全くわからないので、やっぱりそういう不安はすごくありましたと。だけれども、実際に来てくれた方が、奥さんが今金町出身の方だということで、IT関係とか、その青年は外国にも行っているいろいろ研修したり自主的にやっていた方で、すごくいい人に来てもらったと思っていますということで、課全体も町全体もその新しい人を入れながら、まちおこしのいろいろホームページとかいろんなことでやっているというお話でした。それを支え合うというか、何か本当に新しく来た人が生意気そうに何かやると、なかなかそれを受け入れる側は大変だと思うんですけれども、そのところはすごくうまくリードしながらやっていて、すごくいい実践例だなと思いました。大学との連携ということでも、その町でも国際大学と交流しながら、町に学生がいろいろ参加して、来ることで活性化していくというのが実際に今やられている取り組みをお聞きして、マイナス面だけではなくて、すごくいいことがたくさんあるんじゃないかなと思いました。この南幌町は、そういう意味では、過疎の所に比べて、近隣に大学とか専門学校とかたくさんあります。だから、本当にこちらから声をかけることで、割と道はすごく開かれると思うんですよね。全くうちがやっていないということではなくて、以前にも大学の教室で来て、いろいろアンケートをとったり、いろんなことをやられていましたから、やっぱりそういう形で、今、いろいろ大学のほうもいろんな科がありますよね。地域経済学部とか、いろんなそういう所と連携するということで、せっかくだから立ち上がった戦略チームの中にやっぱり入っていただいて、計画づくりに参加してもらおうということが、すごく大事ではないかなと思います。ですから、そこを町長は、今は考えていないということだったんですけども、やっぱりそこを前向きに検討して、ぜひ早いうちにそういう取り組みをできないものかということで再度、そこは伺います。

それから、地域おこし協力隊、それは総務省のホームページにも載っていますし、その制度についていろいろ、これも集落支援員制度とか、

その時によって名前も変わってきて、何年で打ち切りになって、また次が新たなものということでやられています。隊員1人につき350万円を上限に、その報酬も含めて総務省のほうから出されるということで、生活もしていただきながら、その地域に溶け合ってもらおうということで、その地域によってはいろいろ農業の支援員だったりいろんな形があるんですけども、こういうのにその制度を活用して今まで応募したことがあるか、これからやろうと思っているか。やっぱりこれも期限があることなので、チャンスというか、その時期を逃すともうそれがなくなってしまったりするので、町としてはそういうことを考えたことがあるのか、それを伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。戦略チームについては、手を挙げていただいて、その中で。ただ、外局の消防だとか病院の職員は別といたしまして、うちの中ではバランスよくとれているかなというふうには思っております。これは見方がありますから、それぞれの問題があらうかと思えます。先ほどから、町おこし協力隊を含め大学との連携をなぜしないのかと。そっちからご意見をいただくのも大事ではないかという。当然、大学との関係はポジション、ポジションによってはお願いをして過去にもやってきましたし、いろいろやらざるを得ない時はやらなければならないと思っておりますが、今回のチームについては私はそこを考えておりません。と言うのは、今、うちの職員、若手職員含めて、町内出身者もいますし、町外から来られてうちの町に住んで、うちの町の変革を体験してるいわけです。また、役場の時代もいろいろ変わって、財政も大変だった時代も経験し、いろんなことを経験して、そして、ふるさとを持っている職員が多いわけでありまして。ですから、いろんなものは職員から私は出ると思っております。出ない時はまた別でありますけれども、いろんな経験を持って、そして、我が町にこれから進むべき、自分が将来、役場の職員の幹部になるわけでありましてから、どういうまちづくりが町民にとっていいか、若い人たちに考えてもらう機会に十分、私はなるんだらうと。それには自分のふるさとで育った経験、それから、我が町に来た経験、そういうのが私は大事かなと。そういう環境を大事にしながら、この地理的にいい南幌町をどう持っていくのが皆がどういうふうを考えているか。それだけでも私はすごい戦略チームとしては意義があるものというふうに思っております。当然、今、職員は大学出がほとんどでありますから、当然、いろんなネットも持っております。当然、聞くこともできます。ですから、わざわざ住んでいない方々に来ていただいて、このチームの中に加えるということは今は考えておりません。ある程度でき上がってきて、必要な時があればこれはまた、それは別であらうと思っておりますので。私は、そういう部分では職員にも期待もしながら、そして、我が町の将来についてどう語り合う機会になるかどうか、これが大事な分野ではないかなというふうに思っております。そこで、総務省等、いろいろ町おこし協力隊、うちはまだ

手を挙げておりません。ただ、うちの団体では手を挙げて制度を活用した、形は違いますけれども、そういう団体も聞いておりますから、それぞれ情報提供をしながら利用できるものは利用させていただいていいかと思いますが、先ほど、熊木委員からもご指摘があったように、協力隊をそういう部分で頼むのであれば、やはりうち出身でいろんな所で活動している人が、そういうメンバーに入らせていただければ、それは大いに活用したいなというふうには思っておりますが、今のところそういう考えが、手を挙げてきていただいた方はいませんので。私はやっぱりいろんな地域を回りましたけれども、我が町の得意なところをわかっている者がどうあるべきかという、やっぱり体験が大事かなというふうに思っております。全国のいろんな事例も見させていただいておりますけれども、やはりそこで言われるのは、やはりその出身者がそういう考え方を持っていて、この町、我がふるさとをどうしようかという人の意見というのは、先ほど熊木委員のご指摘のとおりだと思いますので、そういう人たちがまた現れたら、そういう活用方法も考えていきたいなと思っておりますが、とりあえず、まず職員がそういう気になって、我が町の将来像をどう考えてくれるのか、それを楽しみにしながら、そして、町の発展につながっていけるよう何とかやっていければなど、そんなふうに思っております。

議長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

再々質問します。今、チーム編成をして、立ち上げているチームそのものを否定するものでも何でもないんです。確かに新しい若い職員とか、いろんな経験を積んだ方が入っているということも私も承知しています。でも、全く違った目で南幌町を見るという視点もやっぱり同時に必要ではないかと思うんです。だから、そこで、かたくなにではないのかもしれないんですけれども、私にはやっぱりそこを入れない理由がなかなかストーンと落ちてこないと思います。以前、第5期総合計画の後期計画の研修というか、それをまちづくり課長がほかから講師を招いてやってやって、参加した時に、そうかと、すごくそういう考え方があるのかと、そういう形で南幌町を見られるのかということで、私はすごく新鮮な勉強をさせてもらいました。だから、やっぱり職員は職員で一生懸命やっていますし、地域住民もいろんな形でいろんなものに参加しながらやっているんですけれども、全く違う視点から見ることが、やっぱりその時もすごく大事だなと思ったので、やはりこれは今すぐできなくても、やっぱりどこかの時点で入れていくということは必要ではないかと思うので、再度そこを伺います。

それから、この戦略チームが計画を今つくりながらということですがけれども、どのぐらいのめどにというか。例えば、今、春に1回目が立ち上がって、秋までにはどういうところまで、その次の冬までにはどういうところまでという、そういう計画がどのようにつくられているのか、そこもちょっと伺いたいと思います。

また、ほかの町の例を出して申し訳ないんですけれども、本町と同じ

ように人口減少を食い止め、地域を活性化するためにということで、庁舎内に戦略チームという名前だったかどうかちょっとあれですけども、奈井江町とかでも立ち上がっていますよね。その奈井江町では札幌圏の大学と連携して、新たなものをやっているということで、先日ちょっと行って来たんですけれども、そこの中では江別にある北翔大学、そこと交流しながら、その学生が出向いてきていろいろやっているということで、そこに参加していた高齢者の方もすごく楽しみにしているということで話しをしていたんですよね。それは新聞にも載りましたし、あと、新しくできた、みなクルという交流プラザ、そこも使いながら、そこでいろんな事業をしているということで、やっぱり職員とはまた別に若い学生さんとかいろいろそういう人方が入ることによって、町の雰囲気とか町のそこに集まってくる人方の層も変わってくると私は思うんです。ですから、町長は否定はしていないと思うんですけれども、やはりちょうどいい地理条件にありますから、そこはやっぱり積極的に。これは以前の質問でも話したかと思うんですけれども、やっぱりそれは大いにやっていくべきではないかなと思うんですけれども、その辺で考えがあれば伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。戦略チーム、目標はやはり1年半ぐらいでという思いを。それぞれ段階に分けて、協議をしようというふうに思っておりますので、これがどういうふうに進んでいくかはまた別として、後ろはそういう決めをしながら、だらだらと行く問題ではございませんので、そういう時期にまたいろんな所で活用できる事案が出てくればいいなというふうに思っております。それで、大学等々、全面否定するわけではなくて、今、これはうちの役場の中で考えていただく部分で大事なことだろうと思っております。それから、大学とはいろんなことでコンタクトをとりながら部門部門で今もいろんな議論をさせていただいておりますから、この戦略チームにいろいろ入れてと、そんなことは考えてございません。また、いろんな事案が出てきて必要とあればコンタクトをとれるようになっておりますので、私どもはやはり今、町がどうあって、今まで苦しい時代を乗り越えてきましたから、それを体験して、この後、どうあるべきかというふうに考えていければいいのかなというふうに思っております。それぞれの町でそれぞれのやり方があります。いい事例も聞いております。それらを参考にしながら当然やっていかなければなりません。同じことができるかどうかというのはそれぞれ背景が違いますから、我が町は我が町の背景をたどりながら、そして、前進させていくためにどうあるべきかと。そういう意識を持って職員も改革いただければいいのかなと思っております。その上で必要とあれば、大学とのお知恵も借りることも当然出てこようかと思っておりますが、現時点の中では今考えておりません。

議 長  
熊木議員

1番 熊木 恵子議員。

それでは3問目に移ります。環境に配慮した町の看板設置についてで

す。町の情報発信、PRについて平成25年第3回定例会で質問し、町長より江別市や北広島市からの玄関口にサインマークや町をアピールできる何らかの工夫が必要であり、つくる場合はきちんとするべきと考えている、今後の検討課題としてやっていきたいと答弁されています。他市町を訪問したり通過する時、目につくのは看板であり、その町の姿勢がわかる案内などを見ると立ち寄ってみたいと思わせる効果も大きいと思います。本町の子育て支援施策や老人福祉施策の優れた取り組みや、町の特産物、ホームページで発信している写真などを活用しての看板設置を急ぐべきではないでしょうか。公共施設や公園などの案内表示を計画的に設置する必要があります。デザインやイメージを小中高生や町民が参加し、つくり上げていくような取り組みが今後のまちづくりの上からも必要と思いますが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

環境に配慮した町の看板設置についてのご質問にお答えします。

本町では第5期南幌町総合計画・後期基本計画を本年3月に策定しておりますが、施策の一つとして、観光施設・主要公共施設等の案内標識の整備に向けて、道路管理者側との協議を進めます、と明記しております。まず、主要な国道から本町への案内標識が必要という視点から、札幌開発建設部岩見沢道路事務所に要望し、昨年12月に江別付近の国道12号線にある11カ所の既設案内標識の中に南幌への経路表示を加えていただいたところです。現在、千歳道路事務所との意見交換の中では、国道から市街地や公共施設を案内する標識が少ないことから、継続して要望しております。また、現在、観光協会で設置している、観光案内板は町内5カ所に設置されておりますが、主要観光施設・公共施設等の案内標識については、新しい公共施設の整備が予定されていることから、時期を見て設置してまいりたいと考えております。平成25年第3回定例会において、熊木議員からのご質問に答弁させていただきましたが、江別市や北広島市などとの玄関口に、本町をアピールできる看板を設置する場合は、「ようこそ南幌町へ」だけではなく、議員ご指摘のインパクトのある方法で設置すべきと考えており、設置の手法や時期などについて検討してまいります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

今、町長の答弁の中で、前向きに検討していくということでありましたけれども、先ほど、2番目の質問にも関係するんですけども、やっぱりこれもほかの町とかを訪ねた時に、看板ってすごく大きな効果を生むなということを感じます。以前も本町のPRの工夫についてという質問で、広報なんぼろを大きなサイズにということ質問した時に、早速、それを取り組んでいただきました。先日も病院とかに寄った時に、待合室に置かれていて、すごく大きいから見やすいと言って、開いて読んでの方がいらっしゃって、やっぱりそれをすぐ実践してもらおうということでは、すごくありがたいなと思って感謝しています。ちょっとしたアイデアでやっぱり自分の町がいろんな意味で良くなっていくこ

とを目にすると、質問して良かったなと思いますし、それを町民にも広めていきたいなと思っています。看板で、先ほど町長が答弁されて検討していくということだったんですけども、町は今、キャベッチくんがイメージキャラクターでいろんな所に載っていて、今回、特定健診とかのが今すごく立っていますよね。そこにもキャベッチくんが載って、旗も何本もあるので、すごく目立って、すごく良い取り組みだなと思って最近見えています。だから、そういうことを評価しつつも、さらにできることはないかなということいろいろ思っているんですけども、やっぱり費用とかもかかりますから、全て大きな費用をかけて、大きな立派な看板を全部につくれと言うつもりは私はありません。やっぱり費用もかかることですから、小さなものとかもあっていいと思うんですね。それで、南幌町の玄関口にはやっぱりちょっと大きな看板でキャッチフレーズというか、そういうことも使いながら。あとは、たくさんの町民に参加してもらって、先ほどの質問の中でも言ったように、小学生、中学生、高校生とか、あと町内でもイラストレーターとかそういう仕事をされている方もいらっしゃるの、そういう人方にも参加していただいて、町を良くするための何かそういう取り組みというものをぜひやるべきではないかなと思うんです。人口がやっぱりどんどん減っていきますし、将来人口2040年でしたか、そういう中では本当に4千何人の町になるということで、新聞とかにも出ています。幾ら取り組んで何とかたくさん来てもらいたいと思っても、今、人口減少の中でうちの町だけが特別増えるというふうにはなかなかないと思うんですね。そういう中で通過する時でもやっぱりこの南幌町には何かあるのかということがわかってもらえて、しかも、その環境に配慮したということで取り組めればすごくいいんじゃないかなと思うんです。先ほどの戦略チームにも関係しますけれども、やっぱりいろんな事業に町民が、小さな子どもから高齢者までいろんな形で参加してもらって、それがすごく大事だと思います。南幌町にはシルバーカレッジとか、いろいろ今現在、取り組んでいて、参加されていて、花を植えたりとかいろんな形でやっていますので、そこも連携しながらやればすごくいいんじゃないかなと思います。あと、つくる時に業者に全てお願いするとやっぱり金額的にはすごく高価なものになってしまうので、簡単な看板というか、大型看板のほかに町の角角に案内というのは割と簡単に町民参加でできるのではないかなと思います。ですから、そういうものを何とか町民の力を借りて、一緒につくるということができないものかと思っていますので、その辺で、もし町長のほうでお考えがあれば伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。町に入る上で看板というのは、これは大事、インパクトもあるというふうに私も思っております。ただ、今の若い人は、また違う感覚を持っておられるので、僕みたいな年寄りはそのような感覚で持っていたんですが、この間、そんなものより早くインターネットをきちんとしなさいと若い人に言われました。看板

なんかほとんど見てないよと。もう事前に調べて、この町に行こうと思ったら調べて来る。だから、インターネットを何とかしたほうがいいよと若い人たちは、そう言います。ある程度、年が行くと看板、看板と。だから、その辺が難しいんですが、両方をうまくできるようにとは思っておりますので。いろんな各層、各界からご意見もいただきながら、せっかくならば、また看板がこんなものかと言われてたら非常にイメージダウンになりますので、私どもはいろんなことを想定しながら、また、町内にいるいろんな人材も当然おられると思いますので、できれば利活用したいなと思っております。ただ、道路にどこでも立てられるかといったら、道路管理者との協議が必要でありますし、しっかりとした土台をつくらなければなりませんので、ただ棒をぼんと刺すと、そんな看板にはなりませんので、それらも十分検討しながら、どういう形がいいのか、どういうのがいいのか、いろいろ検討していきたい。これは何回も協議をさせていただいているんですが、看板というのは非常に見る人によって全然感覚が違うものですから、それをみんなに見ていただくのは、というのは一番簡単でみんなが覚えやすいというのは、「ようこそ南幌町へ」が、あの当時は皆さん、それがインパクトとして見てもすぐ忘れない。あまり長いフレーズだとまた忘れられますし、うまく特産品が全国レベルでうちが出てくれば、それをマークにしやすいんでしょうけども、まだまだそこまでメジャーになっていないというのもございますし、いろんな事情があって、キャベッチくんがいいのかという声もいただいておりますので、それらも十分検討しながら、今後、皆さんが本当に期待できるようなものができるかどうかも含めて、やりたいなと思っております。やはり江別からでも北広島からでも長沼町からでも来ていただく時に、あるいは岩見沢市からでも来ていただく時に、やはりここが南幌とわかるようにしたいなという思いは、もう持っていますので、そのためにどうあるべきかというのはいろいろ検討させていただきたいと思っております。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

今の町長の答弁を伺っていて、私も町長と同年代なので、何かその看板とかというふうにすぐ思ってしまうけれども、自分もほかの町を訪ねた時に、やっぱり看板とか、その町がどういう特色があるのかということに眺めます。だから、それは若い世帯とかとは違うのかなと、そうなのかなということは今、町長の答弁をお聞きして思ったんです。だけれども、やっぱり町をアピールするということは大事なことだと思っているので、それをなるべく町民参加でやるということが一番大事ではないかなと思います。何も大きな立派な、お金をたくさんかけた看板だけがいいのではなくて、と私は思うんです。町の中にウォーキングコースだとか公共施設だとかトイレなどの案内だとか、そういう細かい小さな看板というのがやっぱりあると、先ほどの質問にもあるように、高齢者とかが町の中で迷子になったりとかという時もしかしたらそういうので救われるかもしれないと思ったり、そういうことにも絡めるとや

っぱり必要かなと思っています。また、本町の今年の取り組みで、中学生の語学留学研修もスタートしました。そういう中で、頑張っ、特定のというか、頑張った子で語学留学で行くんですけども、それを支える町民として、町として、町中で語学に触れる、英語を高めていくということもそういうことも同時にやったらいいんじゃないかなと感じます。そうしたら、簡単な英語での何かそういう表示もあったりすると、それは楽しく小学生、中学生、高校生も一緒にそういうものを作って設置することで、また興味関心が高まっていくのではないかなと思います。だから、そういうこともぜひ取り組めればいいんじゃないかなと思うので、その辺もちょっとお考えを伺いたいと思います。

また、もう一つ、町のホームページで、南幌町歌をBGMにして南幌の美しい風景が流れるというのを今、始まっています。私も先日、見まして、本当にフォトコンテストとか町でやっていますよね。そういう中でなかなかじっくり見ることができなかったのが、BGMとともに流れているのがあって、これも一度、松川村とかに行った時のことでちょっとお話しをした時に、それも早速取り組んでいただいたかなと思っていますんですけども、これから更新とかをされる時に、ぜひ私はそこに町長の言葉だとか、やっぱり子どもの言葉だとかも一緒に入ると、ただ風景と町歌だけが流れて終わるのではなくて、第2弾、第3弾の取り組みとして町をPRするというのも、それこそ先ほど町長が言われたようにインターネットを通じてということでは、看板とかで視覚に訴えるものと、また、そういうものを若い人が見ながら、あと、先ほどのふるさと納税のところでも、やっぱりインターネットを見て応募してくれる方がすごく多いですね。そういう意味では、町をPRするというのもつながっていくと思うので、その辺のことも含めて再度考えを伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長、  
熊木議員の再々質問にお答えをいたします。看板あるいは標識等々、これは重要であります。ですから、時代に合わせて変えていかなければなりません。あわせて、今、語学もという話をいただきましたけれども、そうしたら、どの文字がいいのかなと、ちょっと浮かんだのでありますが、今、札幌市が取りかえておりますよね。英語ばかりじゃだめだ、台湾だ、中国だ、韓国だと来るので、そういう手法が結局、大きな市はそういうふうになりますから、取りかえているようではありますが、我が町にとっては、そうしたら何が良いのか。それらも含めて検討しなければならないのかなと。空知では、今、台湾との交流を進めようと空知総合振興局町村会、農業協同組合長会、いろんな取り組み、商工会もそうですね、そんなこともされております。町民の方も東南アジアに結構行っております。そして、その帰りでもまた来ていただいているのもありますから、本当にどれが看板として外国語を使うのがいいのかということも当然、検討しなければならないなというふうな。それで、我が町にしたら、どう合うのかというのは広くご意見をいただかなければならないのではないかなというふうな思っているところでありまして、そんなこと

も含めながら、我々はどうしていこうかと。そして、一方、ホームページ等々は今年、予算を通していただきましたから、新たにリニューアルさせていただきますけれども、それらを使いながら更新して、見た目が少しでも、南幌町というのが見ていただけるように努力はしていきたいなというふうに思っておりますが、どちらにしてもいろんなニーズがありますから、その中で我が町としてしやすいものを考えて、そして、急ぐものは早くしたいし、じっくり考えていかなければならないのはじっくり考えながらしていきたいと。一回設置しますとしばらく設置しなければならぬと思っておりますので。1年2年で取りかえられるものではないというふうに私どもは思っておりますから、できるものと、ちょっと時間をかけながら考えるものと、いろいろ分けながら検討してまいりたいなと、そんなふうに思っています。

議 長 以上で熊木恵子議員の一般質問を終わります。  
以上で一般質問を終結いたします。  
午後1時まで休憩をいたします。

(午前11時54分)

(午後 1時00分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 議案第38号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第38号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、社会保障・税番号制度システム整備費の追加、ふるさと応援基金積立金の追加、レーザーレベラー購入費の追加と、歳入では補正各事業に係る国庫支出金並びに道支出金の追加、ふるさと応援寄附金の追加が主な理由であります。その結果、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,376万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,395万6,000円とするものであります。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長 それでは、議案第38号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の説明を行います。

初めに歳出の説明を行います。10ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,653万3,000円の追加でございます。説明欄で一般管理経費、ふるさと応援寄附謝礼品で350万円の追加です。当初の予想を上回る寄附をいただいていることから、5月末の実績により追加をするものです。なお、5月末の実績につきましては、別途資料を配布しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。広告料で13万円の追加です。本町のふるさと納税制度を東京都民を対象とした新聞広告に掲載し、インターネットなど利用さ

れない方にも広くPRすべく実施するものです。空知町村会負担金で15万9,000円の追加です。確定によるものです。電算機器管理運営経費で社会保障・税番号制度システム整備1,274万4,000円の追加です。平成28年7月の本稼働に向け、整備をするものです。

3目財産管理費、補正額800万円の追加でございます。財産管理経費でふるさと応援基金積立金800万円の追加です。

4款衛生費1項2目予防費、補正額67万7,000円の追加でございます。感染症予防事業で予防接種等委託料67万7,000円の追加です。月2回実施しております小児予防接種を4月から札幌医大より医師を派遣していただいておりますが、交通費を含め単価の増により追加するものです。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額855万円の追加でございます。農業振興経費でレーザーレベラー購入費605万円の追加です。道営経営高度化支援事業を活用し、清幌地区を対象に1台導入するものです。経営所得安定対策事業補助金100万円の追加です。農協において、圃場のデータ管理をするため、GPS機器を導入すべく申請をしておりましたが、補助採択となったことから追加するものです。北海道青年就農給付金事業補助金（経営開始型）で150万円の追加です。新規就農者で一定の要件のもと、経営の安定と所得の確保を目的に補助されるもので、本年度1名の方が対象となったところです。

次に、歳入の説明を行います。8ページをごらんください。

14款国庫支出金2項5目総務費国庫補助金、補正額953万1,000円の追加でございます。1節総務管理費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備事業補助金953万1,000円の追加です。なお、歳出でシステム整備費として1,274万4,000円を計上しておりますが、差額分は地方交付税で措置されることとなっております。

15款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額552万5,000円の追加でございます。1節農業費道補助金で経営所得安定対策事業補助金100万円の追加です。歳出と同額の補助となっております。耕地利用高度化推進事業補助金302万5,000円の追加です。レーザーレベラー購入費の2分の1が補助されるものでございます。北海道青年就農給付金事業補助金150万円の追加です。歳出と同額の補助となっております。

17款寄附金1項3目ふるさと応援寄附金、補正額800万円の追加でございます。1節ふるさと応援寄附金で800万円の追加です。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額767万9,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金で767万9,000円の追加です。財源調整を行うものです。

次ページに参ります。20款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額302万5,000円の追加でございます。1節農林水産業収入で農業振興負担金302万5,000円の追加です。レーザーレベラー購入費

の2分の1の地元負担分となります。

以上、歳入歳出それぞれ3, 376万円を追加し、補正後の総額を5億7, 395万6, 000円とするものです。以上で議案第38号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 歳出の中で南幌町ふるさと応援寄附金について伺います。説明にもありましたように、思ってもいなくたくさん寄附をいただいたことでありました。本当に私たちとしても大変ありがたいことだと思っております。このことにつきましては、以前、事前に全員協議会でも5月の中ごろの段階で一度お話もいただきました。その時にもちょっと伺ったんですけども、せっかく大勢の方に寄附していただく、大変ありがたいことではありますが、ふるさと応援寄附金については意外と今、特産品に注目が集まっていて、それに寄附される方が多いんだという話もございました。そんな中ですけども、せっかくこうやって南幌町にも895件ですか、にも当たる方が東京方面からも多くなってきたんだと思えますけれども、いただいているわけですが、これについて今年1年のことではないと思うんですけども、今後、まだ始まったばかりかもしれないけども、今後もぜひ南幌町に関心を持ってもらうということを含めて、何かこのくれたお客さんに対して、御礼状としては差し上げるということでもございましたけども、そのほかに何か考えている、今後に向けて考えていることもあるのかどうか。一度きりのことだから、それで受けて終わりだということなのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思えます。

議長 総務課長。

総務課長 今の佐藤議員のご質問にお答えいたします。当初、制度がスタートいたしましたして、今年12月まで、当初からいろいろ1年やってみて、また、いろいろ中身を見直していくというお話をいたしました。1年というのは、大体、次の年度のこともありますので、12月ぐらいまでに今までの動きを見ながら、また内容を検討していくということでございます。その中には、今、議員がお話しのとおり特産品の構成も見直していかなければならないと。ただ、南幌町の看板をしょっての特産品でございますので、それはそれなりにやはり品質等のものを考慮しながら考えていかなければならないと思っております。また、やっぱり受付を見ますと、専門サイトをごらんになっている方が多くおられます。その中で、やはり多くの寄附をいただいている町村を見ますと、クレジットカードの利用もあるようでございます。そういうことも、また検討していきたいと思っておりますし、また、これはリピーターが2年目、あるかどうかか鍵ということになります。2年目もこのような好調が続くものかについても見きわめながら、大事にこのふるさと応援の制度を育てていきたいと思えます。そういうことで、ただいまの広告料のこともありますが、これもやはり今、南幌町の受付の中で一番多いのも東京都でござい

ます。次に神奈川、大阪という順番になっております。この中で、そういうこともありますので、将来、ふるさと会とかそういうことも視野に入れまして、こういうことで何とかふるさと南幌町で行っているこの制度を知っていただくべく努力してまいりますので、よろしく願います。

議 長  
佐藤(正)議員  
(再質問)

2番 佐藤 正一議員。

お答えをいただきましたけども、せっかくこうやって南幌町に寄附していただく方ですから、大事にというか大切にしていっていただきたいと思うのは私も同じであります。そこで、御礼状とあわせてお返しする時には品物の中に南幌町のPRもされているんだろうと思いますが、そういうこともされながらやっているんだと思いますけども、今年度分について、お米についてもまだ10月に発送ということであります。ななつぼし、ゆめぴりかとあるんですけども、これは観光協会を通じてということで送付するというものでありますけども、せっかくお客さんに届けるのでありますから、南幌町の中で、秋の収穫であれば南幌町でそれぞれ食味の検査もJAでやられていると思います。その中でやっぱり特においしいお米を配布するという、そういうふうなこともして、まだ間に合うのではないかと。そういうことも南幌でコンテストをして、一番のお米を送るんだというようなイメージも与えたりして、南幌としては農家の人たちにとっても刺激になるような。特産品であるんだから、そういう特においしいものをあげて、また、来年度もといふようなことにつながるような、そういうことをやってもちょっと面白いんじゃないかと思うんですけども、そういう企画も検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長  
総務課長  
(再答弁)

総務課長。

ただいまのご意見も、内部でも、やはり今のお米のことについてはJAさんともいろいろとご相談をさせていただいているところでございます。それと、御礼状についても、今、稲わらの紙すきの台紙を同好会の方をお願いいたしまして、やはり南幌にちなんでやわらかい感じで、御礼状も送らせていただくということも含めて考えておりますので、これからもまた努力を続けていきたいと思っております。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質問がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第38号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決

定いたしました。

●日程6 議案第39号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第39号 町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 それでは、議案第39号 町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日施行に伴い、本町の町税条例等の一部を改正する条例を3月31日専決処分として交付し、5月の第2回議会臨時会においてこれらを報告し、承認をいただいたところであります。この度の条例改正においては、先般の地方税法改正において施行期日が本年10月1日以降に施行される改正について行うものでございます。

初めに、今回の地方税法の一部改正で町税条例に関する主な改正点でございますが、地方法人税の創設に対応して法人税の標準税率及び制限税率の引き下げ、軽自動車税の見直しに伴う標準税率の引き上げ並びに軽自動車に係る経年車重課税規定の新設であります。

それでは、別途配布いたしました議案第39号資料、町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表にてご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線を付した箇所が改正部分でございます。

それでは、まず条例本則の改正についてご説明いたします。最初に条例本則の改正でございます。まず、1ページの第23条、町民税の納税義務者等についての規定でございますが、外国法人における課税原則を総合主義から帰属主義に見直しされ、恒久的施設が定義されたことに伴う規定を整備したものであります。平成28年4月1日施行するものであります。

次に、第33条、所得割の課税標準について次ページに参ります。特定株式等譲渡所得金額の除外規定でございますが、改正に伴う規定の整備であり、平成29年1月1日より施行するものでございます。

次に、第34条の4、法人税割の税率規定でございます。本町では従前より制限税率を適用しており、今回の引き下げにより100分の14.7から100分の12.1となり、100分の2.6引き下げるもので、平成26年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人税額について適用するものでございます。なお、標準税率につきましては、改正前が100分の12.3、改正後が100分の9.7となり、制限税率と同様に100分の2.6引き下げるものでございます。

次に、第48条、法人の町民税の申告納付の規定でございますが、法

人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことに伴い、規定を整備するもので平成28年4月1日施行するものであります。

3ページに参ります。第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でございます。外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴い、規定を整備するもので平成28年4月1日施行するものでございます。

次に、第82条、軽自動車税の税率の規定でございますが、別途配布いたしました軽自動車税税率一覧表をごらんいただきたいと思います。初めに改正内容をご説明します。原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車については、現行の約1.5倍とし、ただし、引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は、2,000円となるものであります。軽自動車で自家用並びに専ら雪上を走行するものについては、現行の1.5倍とし、軽自動車貨物用並びに乗用の営業用においては、現行の1.25倍とするものでございます。いずれも平成27年4月1日以後に新規に取得される新車から適用されるものでございます。ただし、既存車、いわゆる平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対しては、改正前の税率を適用するものでございます。したがって、平成27年4月以降からは税率が二通りとなるものでございます。初めに、原動機付自転車で50cc以下並びに50cc超90cc以下は改正後いずれも2,000円、90cc超125cc以下は改正後2,400円、三輪以上のもの改正後3,700円いずれも約1.5倍の税率改正となります。次に、軽自動車で二輪のもの改正後3,600円、1.5倍の税率改正となります。続いて、三輪のもの改正後3,900円並びに乗用で営業用改正後6,900円、いずれも約1.25倍の税率改正となります。次に、乗用で自家用改正後10,800円、1.5倍の税率改正となります。次に、貨物用で営業用改正後3,800円並びに自家用改正後5,000円、いずれも約1.25倍の税率改正となります。次に、専ら雪上を走行するもの改正後3,600円、1.5倍の税率改正となります。次に、小型特殊自動車、農耕作業用のもの改正後2,000円並びにその他のもの、改正後5,900円、いずれも約1.25倍の税率改正となります。最後に、二輪の小型自動車は改正後6,000円、1.5倍の税率改正となります。

それでは、新旧対照表に戻ります。5ページに参ります。次に制定附則でございます。第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定でございます。租税特別措置法の改正により規定を整備するもので、平成27年1月1日施行するものでございます。

次に、第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定でございますが、改正に伴い規定の整備で平成29年1月1日施行するものでございます。

6ページをごらんください。第16条、軽自動車税の税率の特例の規

定でございます。今回の法律改正において、軽自動車においてもグリーン化を進める観点から三輪以上の軽自動車に対して、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年が経過した車両については、改正後の標準税率の概ね20%の重課税率を適用する規定が新設されたところでございます。

再び別紙、軽自動車税率一覧表をごらんください。三輪のもの4,600円、乗用営業用8,200円、自家用12,900円、貨物用営業用4,500円、自家用6,000円となるものでございます。先ほども申し上げましたように、改正後の標準税率のおおむね20%の重課税率となり、平成28年4月1日施行となります。したがって、平成28年4月以降については、軽自動車税は三通りの税率ということになります。

新旧対照表に戻り、6ページをごらんください。第19条及び19条の2、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例規定でございますが、いずれも規定の明確化により整備するものでございます。平成29年1月1日施行するものでございます。

次に、改正前の旧条例第22条及び10ページの第23条につきましては、東日本大震災に係る特例の規定でございます。条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例では規定しないこととしたため削除となり、平成27年1月1日施行するものであります。

次に、11ページの下段でございます。第22条、個人の町民税の税率の特例等の規定でございます。先ほど説明した条文の削除により繰り上がるもので、平成27年1月1日施行するものでございます。

次に、12ページをごらんください。最後に、改正附則についてご説明いたします。第1条では、施行期日を規定するものでございます。第2条では、町民税に関する経過措置を規定するものでございます。第3条から第5条では、軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。

以上で議案第39号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第39号 町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決

定いたしました。

●日程7 議案第40号 南幌町旧夕張太小学校施設等利活用促進条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第40号 南幌町旧夕張太小学校施設等利活用促進条例制定につきましては、旧夕張太小学校の跡利用を推進するため、公募に伴う奨励措置を講ずることにより、法人等事業者の誘致を促進し、施設等の有効活用と地域の活性化を図るため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 それでは、議案第40号 南幌町旧夕張太小学校施設等利活用促進条例制定についてご説明を申し上げます。

本条例の制定の経緯につきましては、過去2回実施いたしました公募において民間事業者等からの問い合わせ、あるいは照会事項などの意見を踏まえまして、支援措置等が必要と判断したことから、本年7月に3回目のプロポーザル方式の公募を行うに当たって関係条例を制定するものでございます。

次ページをごらんいただきたいと思います。新条例でございますので、朗読の上、必要に応じ説明してまいります。南幌町旧夕張太小学校施設等を利活用促進条例、目的、第1条、この条例は、旧夕張太小学校の施設及び土地を利用して事業を行う法人等に対し奨励措置を講ずることにより、旧夕張太小学校の跡利用として有効活用及び地域の活性化を図ることを目的とする。

定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。第1号、旧夕張太小学校の施設及び土地、公立学校施設として設置した南幌町立夕張太小学校（平成24年3月31日付けで閉校）の施設及び当該施設が存する土地で、その用途を廃止したものをいう。第2号、利用事業、旧夕張太小学校の施設及び土地を利用して行う事業をいう。第3号、法人等、単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者。

指定事業者の指定、第3条、町長は、跡利用に係る公募等により、利用事業を行う事業者を指定事業者として指定することができる。第2項、前項の規定による指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

奨励措置、第4条、町長は、法人等に対し、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。第1号、増築及び改修助成金の交付。第2号、固定資産税の課税免除及び減免（以下「課税免除等」という。）。第2項、前項各号の奨励措置は、町税を滞納している者は対象者とししない。

増築及び改修助成金、第5条、町長は、利用事業のために施設の増築及び改修が必要であると認める場合は、増築及び改修助成金を交付することができる。第2項、増築及び改修助成金の額は、増築及び改修に要

する費用（他の公的補助制度による助成対象額、消費税及び地方消費税の額並びに取得の際に要する法定費用等を除く。）の3分の1以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、500万円を限度とする。初期投資に対する支援として500万円を上限とするものでございます。第3項、同一利用事業による同一法人等に対する交付は、1回限りとする。

固定資産税の課税免除等、第6条、町長は、利用事業の用に供する固定資産に対する固定資産税の課税免除等を行うことができる。次ページに参ります。第2項、前項の固定資産は、指定事業者の指定を受けた日以後、固定資産税が最初に賦課されるべき賦課期日（以下「賦課期日」という。）における固定資産とする。第3項、第1項の規定による課税免除等の期間は、賦課期日の属する年度から起算して5年度とし、各年度区分に応ずる課税免除等については次の表のとおりとする。第1年度から第3年度、100分の100、第4年度、100分の40、第5年度、100分の20。固定資産税額につきましては、現行の有償の場合、改修の内容にもよりますけれども、土地・家屋で200万円から300万円程度で想定をしております。この規定につきましては、町の工業振興促進条例と同様でございまして、企業誘致との公平性を考慮したものでございます。

第三者への譲渡等の禁止、第7条、法人等は、町長の許可なく利用施設の用途を廃止し、利用施設を目的外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸付けしてはならない。ただし、取得の日から10年を経過したものについては、この限りでない。従前についての規定につきましては、民法第580条、買い戻しの期間の上限の年度を想定しております。

奨励措置の承継、第8条、利用施設における利用事業が承継された場合は、当該事業に係る奨励措置は、その承継人に対して行うものとする。

指定事業者の指定の取消し等、第9条、町長は、法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定を取り消すことができる。第1号、利用事業を廃止し、若しくは休止したとき又は休止の状態にあると町長が認めたとき。第2号、指定事業者の指定を受けた日から1年以内に利用事業に着手していないと町長が認めたとき。第3号、不正の行為により奨励措置を受けたとき。第4号、前3号に掲げる場合のほか、指定事業者として不適當であると町長が認めたとき。第2項、町長は、指定事業者が第7条に違反し、又は前項第2号から第4号までの規定に該当したことにより指定事業者の指定を取り消したときは、増築及び改修助成金の返還を求め、若しくは課税を免除された固定資産税に相当する額の違約金を請求し、又は利用施設を返還させ、若しくは買い戻すことができる。この内容につきましては、事業の状況あるいは協議内容により変わるものと思っておりますけれども、さらに買い戻し特約を設定するものでございます。

適用除外、第10条、この条例の規定による処分については、南幌町

行政手続条例（平成8年条例第15号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。第2章の規定につきましては、申請に対する処分手続、第3章につきましては、不利益処分に関する手続の規定でございます。第2項、この条例の規定による奨励措置を受けた指定事業者は、南幌町工業振興促進条例（昭和55年条例第18号）の適用を受けることができない。

委任、第11条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第40号 南幌町旧夕張太小学校施設等利活用促進条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程8 議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散による脱退、道央廃棄物処理組合の加入、また、上川中部消防組合の解散により、鷹栖町と上川町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入と、赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴う脱退のため、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2の変更について協議するため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について、ご説明いたします。本規約の改正につきましては、組合に加入している団体に脱退や加入などの移動があったため、組合の規約の変更が必要となり、組合構成の市町村などに協議を求められたことから提案するものでございます。説明の内容につきましては、議案の朗読により代えさせていただきます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約、北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第19

73号指令)の一部を次のように変更する。別表第1石狩振興局(15)の項中「(15)」を「(16)」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に、「道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局(35)の項中「(35)」を「(34)」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局(31)の項中「(31)」を「(30)」に改め、「上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局(13)の項中「(13)」を「(12)」に改め、「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2の1から7の項中「赤平市」を削り、「長万部町」の次に「鷹栖町、上川町」を加え、「上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「道央廃棄物処理組合」を加え、「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で、議案第41号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程9 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1の変更について協議するため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、ご説明いたします。本規約の改正につきましては、組合に加入している団体に脱退や加入などの移動があったため、組合の

規約の変更が必要となり、組合構成の市町村などに協議を求められたことから提案するものです。説明の内容につきましては、議案の朗読により代えさせていただきます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で議案第42号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、岩井淳一氏が平成26年9月30日をもって任期が満了となることから、岩井淳一氏の再任について諮問するため、本案を提案するものであります。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定いたしました。

●日程11 報告第2号 平成25年度南幌町一般会計繰越明許費

繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました報告第2号 平成25年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第2号 平成25年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。次ページをお開きください。平成25年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書です。今回、ご報告いたします繰越明許費につきましては、3月議会定例会において、既に議決をいただいているところです。内容といたしましては、2款総務費1項総務管理費、防災対策事業、これは全国瞬時警報システムの自動起動装置を設置するものであり、翌年度繰越額が1,799万1,000円です。また、5款農林水産業費1項農業費、食料供給基盤強化特別対策事業では、翌年度繰越額が9,082万1,000円となります。同じく、5款農林水産業費1項農業費、道営経営体育成基盤整備事業では、翌年度繰越額が1,235万円となります。次に、7款土木費4項住宅費、元町公営住宅改修事業は、翌年度繰越額が6,837万5,000円となっており、いずれの事業につきましても、平成25年度内の執行ができなかったため、平成26年度に繰り越すものでございます。以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第2号 平成25年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

●日程12 推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

推薦第1号 農業委員会委員の推薦については、議会推薦の農業委員会委員は1人とし、提案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって議会推薦の農業委員会委員は1人とし、提案のとおり推薦することに決定いたしました。

●日程13 発議第5号 議員の派遣承認についてを議題といたし

ます。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議 長  
長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま、局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程14 発議第6号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議 長  
長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま、局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程15 発議第7号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議 長  
長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま、局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程16 発議第8号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議 長  
長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま、局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程17 発議第9号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でござ

ざいます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

場内時計で午後2時15分まで休憩をします。

(午後 2時00分)

(午後 2時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 議案第43号から追加日程7 発議第13号までの7議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第43号から追加日程7 発議第13号までの7議案を追加いたします。

●追加日程1 議案第43号 財産の取得について(ロータリ除雪車購入)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第43号 財産の取得につきましては、ロータリ除雪車購入に当たり過日入札を執行したところであり、契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第43号 財産の取得についてご説明を申し上げます。  
1 契約の目的、ロータリ除雪車購入(社会資本整備総合交付金事業)。  
2 取得する物件、名称ロータリ除雪車、規格2.2m(2.6m)、2,300t/h、数量1台。  
3 契約の方法、指名競争入札による。  
4 契約金額、37,476,000円(内消費税及び地方消費税の額2,776,000円)。これにつきましては、6月9日に入札を執行しており、4社の指名で1回目での落札でございます。落札率は94.1%となっております。  
5 契約の相手方、札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル、ナラサキ産業株式会社北海道支社、取締役兼執行役員北海道支社長 西海谷 誠心。参考といたしまして、納期、契約締結日より平成26年12月14日まで。以上で議案第43号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第43号 財産の取得について(ロータリ除雪車購入)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程2 議案第44号 工事請負契約について(平成26年度南幌町生涯学習センター耐震等改修(建築)工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第44号 工事請負契約につきましては、平成26年度南幌町生涯学習センター耐震等改修建築工事に当たり過日入札を執行したところであり、契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第44号 工事請負契約につきまして、ご説明を申し上げます。1 契約の目的、平成26年度南幌町生涯学習センター耐震等改修(建築)工事。2 契約方法、指名競争入札。3 契約金額、3億3,480万円(内消費税及び地方消費税の額2,480万円)。本件につきましては、去る6月9日、指名業者5社うち1社辞退で入札を執行しております。なお、落札率は97.2%でございます。4 契約の相手方、岩倉・勝井・南幌工業特定建設工事等共同企業体、代表者、札幌市中央区南1条西7丁目16番2、岩倉建設株式会社、取締役社長 宮崎 英樹、構成員、岩見沢市岡山町12番地53、勝井建設工業株式会社、代表取締役社長 石井 善昭、同じく構成員、空知郡南幌町栄町1丁目2番27号、株式会社南幌工業、代表取締役 内田 一之。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成27年1月31日まで。以上で議案第44号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ちょっと伺います。今、この金額、3億3,480万円、これは耐震等の改修工事というふうになってはいますが、もちろん中に入る備品とかは別だということですね。それで、このほかに工事にかかる費用は発生しないのかどうか、そこをちょっと伺います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 熊木議員のご質問にお答えします。この建築工事以外に係ります工事請負契約関係でございますけれども、議案第45号でございます機械設備工事、それと、議会に付さない工事契約案件でございますけれども、去る6月9日に電気工事としまして入札を執行してございます。予定価格に対しまして97.8%ということで、落札価格は4,750万円ということで、6月9日に建築工事、機械設備工事、電気工事、これら工事契約に係ります3件の入札を執行しております。以上でございます。

1番 熊木 恵子議員。

議長 熊木議員 (再質問) 今、お答えいただいて、議会に付さないということで4,700万円、この3月議会でこれは通ったんですけれども、それでは、今回、議案第

44号、第45号と今説明があった4, 700万円を加えて総額でどれぐらいの金額になって、このほかに中の設備というか、そういうことでそれを合わせると幾らになるのか、そこをちょっと出せましたらお願いします。

議長  
生涯学習課長  
(再答弁)

生涯学習課長。

熊木議員のご質問にお答えします。3件の工事でございますけども、3件全体で4億3, 848万円でございます。これ以外に、生涯学習センターの事務室改修工事、パソコン機器及び電話回線等の設置工事をするための改修工事としまして約420万円ほど、それと、郷土資料室の展示工事ということで1, 900万円、合わせて2, 300万円ほどを予定しております。そのほかに施設の備品購入としまして、平成26年度から5年間かけてでございますけども、1, 850万円の予定をしております。なお、図書購入費等につきましては別途でございます。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第44号 工事請負契約について(平成26年度南幌町生涯学習センター耐震等改修(建築)工事)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程3 議案第45号 工事請負契約について(平成26年度南幌町生涯学習センター耐震等改修(機械設備)工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第45号 工事請負契約につきましては、平成26年度南幌町生涯学習センター耐震等改修機械設備工事に当たり過日入札を執行したところであります。契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

議案第45号 工事請負契約につきましてご説明を申し上げます。1 契約の目的、平成26年度南幌町生涯学習センター耐震等改修(機械設備)工事。2 契約方法、指名競争入札。3 契約金額、5, 616万円(内消費税及び地方消費税の額416万円)。本件につきましては、去る6月9日、指名業者5社により入札を執行しております。なお、落札率は

97. 8%でございます。4契約の相手方、五建・境・かど特定建設工事等共同企業体、代表者、札幌市白石区中央2条2丁目1番1号、五建工業株式会社札幌支店、取締役支店長 小賀 泰洋、構成員、空知郡南幌町元町3丁目1番12号、有限会社境設備配管、代表取締役 境 憲明、同じく構成員、空知郡南幌町南12線西11番地、有限会社かど営繕設備、代表取締役 角 尚史。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成27年1月31日まで。以上で議案第45号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第45号 工事請負契約について(平成26年度南幌町生涯学習センター耐震等改修(機械設備)工事)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程4 発議第10号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員 (朗読により説明する。)

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第10号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程5 発議第11号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員 (朗読により説明する。)

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第11号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程6 発議第12号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員  
議長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第12号 道州制導入に断固反対する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程7 発議第13号 国会での審議を経ず集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子議員。

熊木議員  
議長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第13号 国会での審議を経ず集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書の提出については、提案のとおり採択すること

にご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時48分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_